

第1回 近畿ブロック発注者協議会

日時：平成20年11月13日（木）
14：00～15：30
場所：大阪合同庁舎第4号館4階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省近畿地方整備局長

3. 議事

(1) 協議会の設置について

- 1) 協議会の設立趣旨(案)について … 資料1
- 2) 近畿ブロック発注者協議会設置要領(案)について … 資料2
- 3) 協議会の概要(案)について … 資料3

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する取組みについて … 資料4

- 1) 公共工事を取り巻く現状
- 2) 近畿地方整備局の総合評価方式の取組み
- 3) 地方公共団体の総合評価方式の導入状況

(3) 協議会の活動内容及び今後のスケジュール(案)について … 資料5

(4) その他

4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 「近畿ブロック発注者協議会」設立趣旨(案)
- 資料2 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(案)
- 資料3 協議会の概要(案)について
- 資料4 公共工事の品質確保の促進に関する取組みについて
- 資料5 協議会の活動内容及び今後のスケジュール(案)について
- 参考資料 公共工事における総合評価方式の普及に向けて
- 参考資料 出席者名簿

「近畿ブロック発注者協議会」設立趣旨(案)

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

近年、公共工事に関しては、公共投資が減少している中で受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質の低下が懸念されている。

このような状況のもと、良質な社会資本の整備を図るため、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号、以下「品確法」という。）」が施行されたが、本法律では公共工事の品質確保に関して基本理念を定め、発注者の責務を明確にするとともに、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図るために発注者が講じるべき措置等について規定された。

公共工事の発注者は、品確法に則って公共工事の品質確保に資する総合評価方式の導入・拡大、低価格受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適合業者による受注が解消していないこと、地域の優良業者の受注機会が減少する等の問題が指摘されており、これらを解決するために総合的かつ速やかな取組みが喫緊の課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、平成20年3月28日「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、公共工事の品質確保に関する当面の対策として掲げられた各施策が効果的に機能するように公共工事発注者間の連携強化を図り、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置することが申し合わされた。

よって、総合評価方式の導入・拡大、品質確保に関する取組み等について、近畿ブロックにおける国、特殊法人等及び地方公共団体全ての公共工事の発注機関が発注者間相互の円滑な連絡調整による連携の強化と情報共有を図り、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的として、「近畿ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月13日

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領（案）

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局整備部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

なお、各府県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、近畿地方整備局（企画部技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

第 4 条関係 (委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 整備部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 經理補給部長
	環境省 自然環境局 近畿地方環境事務所 総括自然保護企画官
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部 技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 県土整備部長
	兵庫県 農政環境部長
	奈良県 土木部長
	奈良県 農林部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長
	京都市 建設局長
	京都市 産業観光局長
	大阪市 建設局長
	堺市 建設局長
	神戸市 建設局長
	福井市 副市長
	池田町 副町長
	大津市 副市長
	高月町 副町長
	綾部市 副市長
	井手町 参与

池田市 副市長
能勢町 副町長
西宮市 副市長
神河町 副町長
天理市 市長
河合町 町長
田辺市 副市長
北山村 参事
西日本高速道路(株)関西支社 支社長
本州四国連絡高速道路(株) 保全計画部長
阪神高速道路(株) 技術部長
関西国際空港(株) 計画技術部長
(独)森林総合研究所 近畿北陸整備局 上席企画役
(独)空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 総務部長
(独)京都国立博物館 副館長
(独)奈良国立博物館 副館長
(独)京都国立近代美術館 館長
(独)国立国際美術館 館長
(独)奈良文化財研究所 管理部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社 総務部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社 支社長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所 管理部長
(独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部 業務統括部長
(独)日本万国博覧会記念機構 総務部長
(独)水資源機構 関西支社 支社長
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 事務所長

第 6 条関係 (幹事)

幹事長	国土交通省	近畿地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	近畿農政局	整備部 設計課長
副幹事長	代表府県課 (室) 長…別紙 3		
幹事	警察庁	近畿管区警察局	総務監察部 会計課長
	財務省	近畿財務局	宿舍技術調整官
	財務省	大阪国税局	営繕監理官
	農林水産省	林野庁	近畿中国森林管理局 森林整備部 治山課長
	経済産業省	近畿経済産業局	総務企画部 会計課長
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術調整管理官
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	近畿地方整備局	総務部 契約課長
	国土交通省	近畿地方整備局	企画部 技術管理課長
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 事業計画官
	国土交通省	近畿地方整備局	港湾空港部 港湾事業課長
	国土交通省	近畿運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	大阪航空局	空港部 技術管理課長
	国土交通省	海上保安庁	第五管区海上保安本部 経理補給部 経理課長
	国土交通省	海上保安庁	第八管区海上保安本部 経理補給部 経理課長
	環境省	自然環境局	近畿地方環境事務所 自然再生企画官
	防衛省	近畿中部防衛局	調達部 調達計画課長
	大阪高等裁判所 会計課長補佐		
	福井県	土木部	土木管理課長
	滋賀県	土木交通部	技術管理室長
	滋賀県	農政水産部	農政課長
	京都府	建設交通部	理事 (指導検査課長)
	京都府	農林水産部	農村振興課参事
	大阪府	都市整備部	事業管理室長
	大阪府	環境農林水産部	環境農林水産総務課長
	大阪府	総務部契約局	契約総務課長
	兵庫県	県土整備部	技術企画課長
	兵庫県	農政環境部	総務課長
	奈良県	土木部	技術管理課長
	奈良県	農林部	耕地課長
	和歌山県	県土整備部	技術調査課長
	和歌山県	農林水産部	農業農村整備課長
	京都市	建設局	監理検査課長
	京都市	産業観光局	農業振興整備課長
	大阪市	建設局	工事監理担当課長
	堺市	建設局	土木部土木監理課長
	堺市	産業振興局	農政部 農業土木課長
	神戸市	建設局	技術管理室 参事

神戸市 産業振興局 農林土木課長
 福井市 財政部長
 池田町 建設課長
 大津市 総務部長
 高月町 総務課 主監
 綾部市 建設部長
 井手町 理事（事業担当）
 池田市 総務部長
 能勢町 町長公室 室長
 西宮市 都市局都市総括室 室長
 神河町 総務課長
 天理市 総務部長
 河合町 総務部長
 田辺市 総務部長
 北山村 総合政策課長
 西日本高速道路(株)関西支社 技術グループリーダー
 本州四国連絡高速道路(株) 技術管理課長
 阪神高速道路(株) 技術審査・品質管理グループ長
 関西国際空港(株) 企画グループリーダー
 (独)森林総合研究所 近畿北陸整備局 農用地業務課長
 (独)空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 総務部 会計課長
 (独)京都国立博物館 総務課長
 (独)奈良国立博物館 総務課長
 (独)京都国立近代美術館 庶務課長
 (独)国立国際美術館 庶務課長
 (独)奈良文化財研究所 業務課長
 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道建設本部 大阪支社 総務部 経理契約課長
 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 国鉄清算事業 西日本支社 総務課長
 (独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務チームリーダー
 (独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所 管理部 経理課長
 (独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部 業務統括部 調達課長
 (独)日本万国博覧会記念機構 総務部 経理課長
 (独)水資源機構 関西支社 設計課長
 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

協議会の概要について



平成20年11月13日

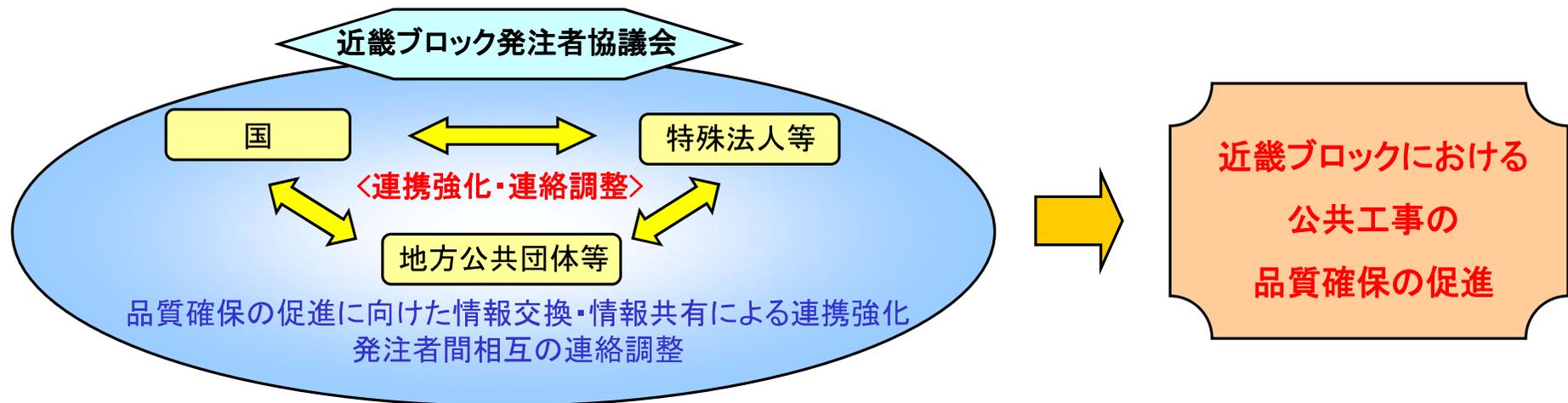
近畿地方整備局



発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されている。

発注者協議会の役割





協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

■地方公共団体【 25機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、高月町、綾部市、井手町、池田市、能勢町、西宮市、神河町、天理市、河合町、田辺市、北山村)

■特殊法人等の支社等【 19機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)森林総合研究所近畿北陸整備局、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 58機関

連携

各府県地域発注者協議会

公共工事の品質確保の促進に関する取組みについて

- 1) 公共工事を取り巻く現状
- 2) 近畿地方整備局の総合評価方式の取組み
- 3) 地方公共団体の総合評価方式の導入状況



平成20年11月13日

近畿地方整備局

1) 公共工事を取り巻く現状





1) 1. 公共工事品質確保への取り組み概要

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①公正取引委員会と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

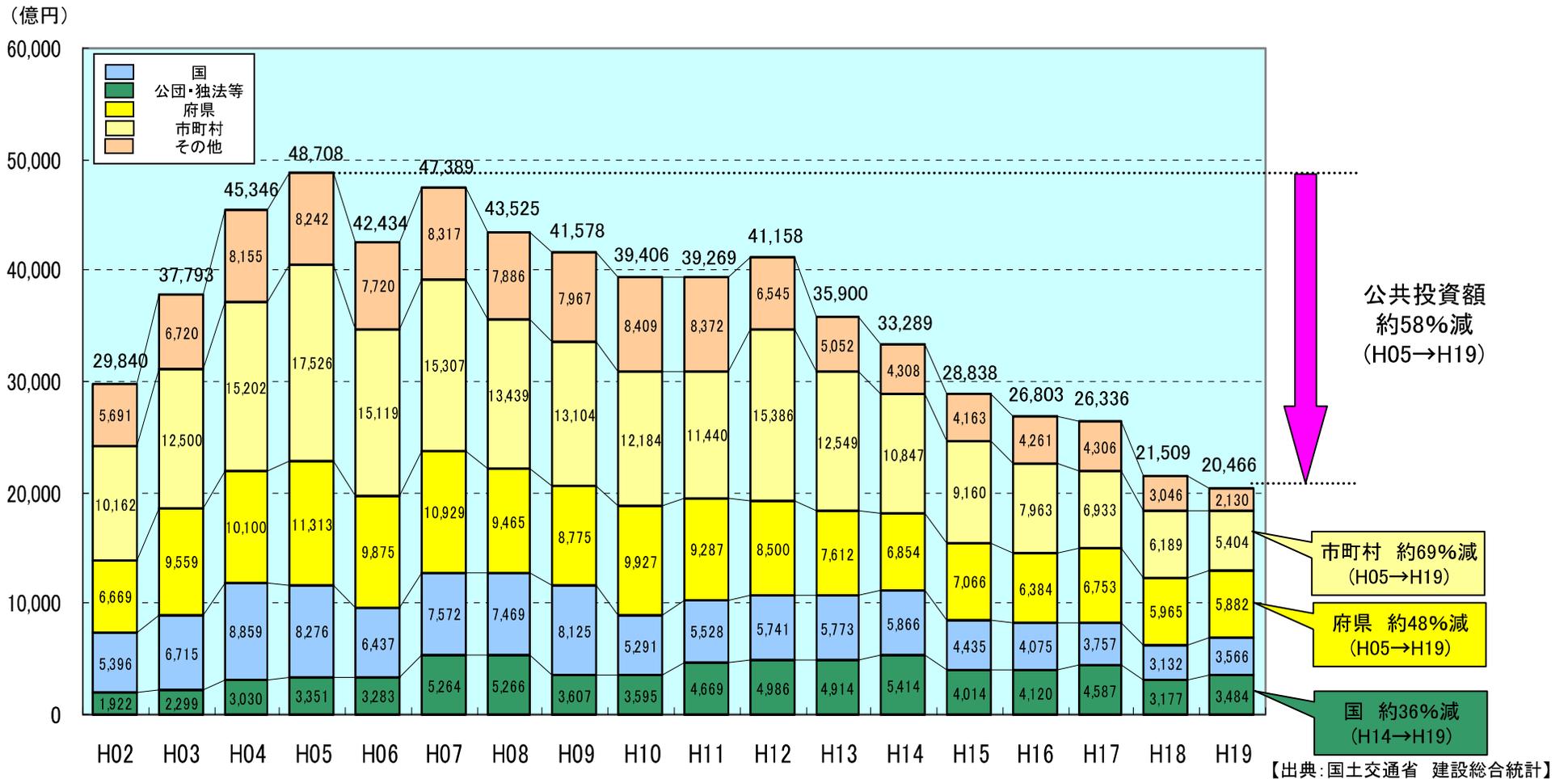
- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 近畿地方全体の公共投資額の推移

近畿地方全体の公共投資額は、平成05年度の48,708億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約42%、20,466億円となっている。全体的に各発注機関とも減少している。



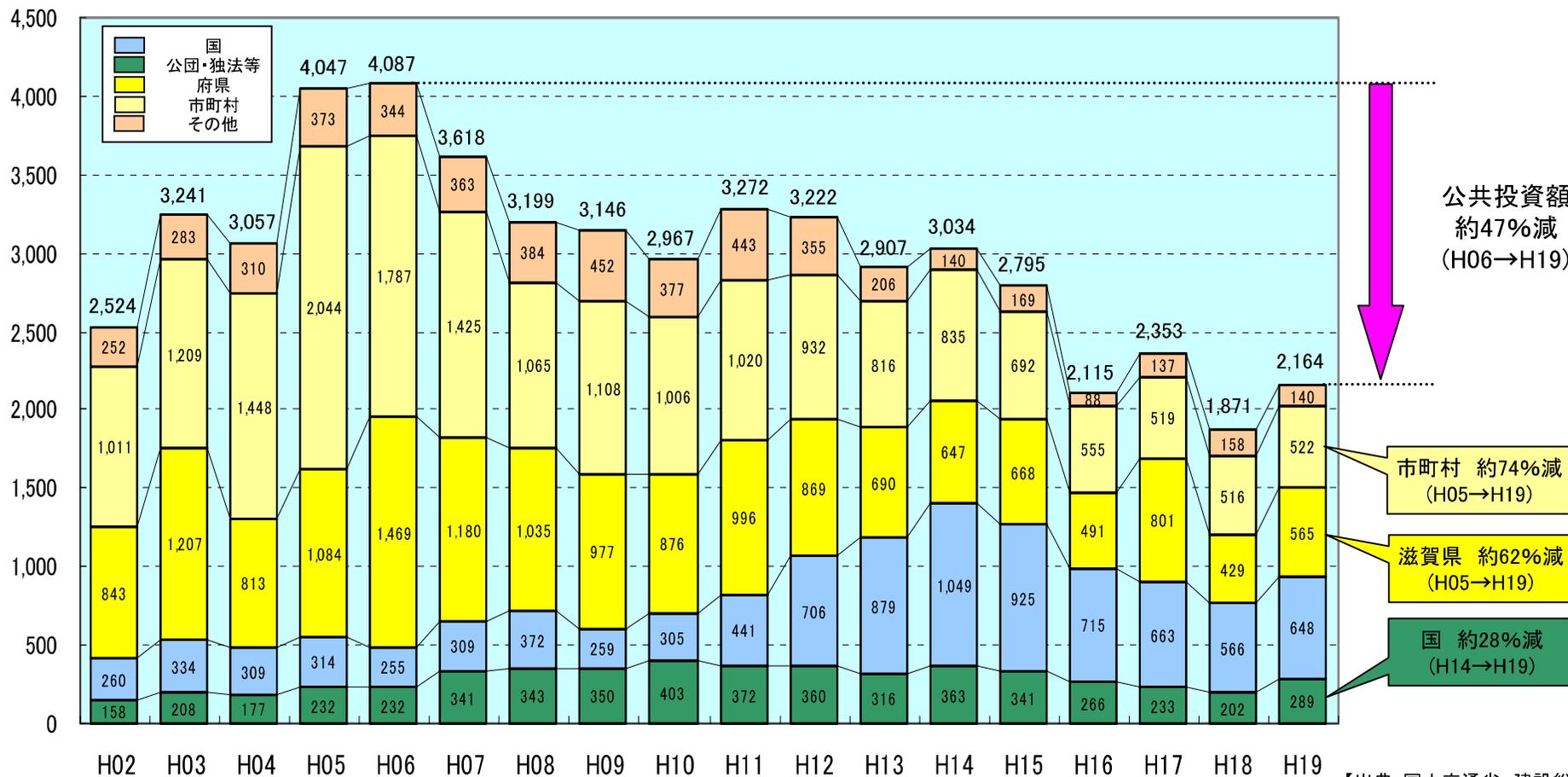


1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 滋賀県の公共投資額の推移

滋賀県の公共投資額は、平成06年度の4,087億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約53%、2,164億円となっている。

(億円)



公共投資額
約47%減
(H06→H19)

市町村 約74%減
(H05→H19)

滋賀県 約62%減
(H05→H19)

国 約28%減
(H14→H19)

【出典：国土交通省 建設総合統計】

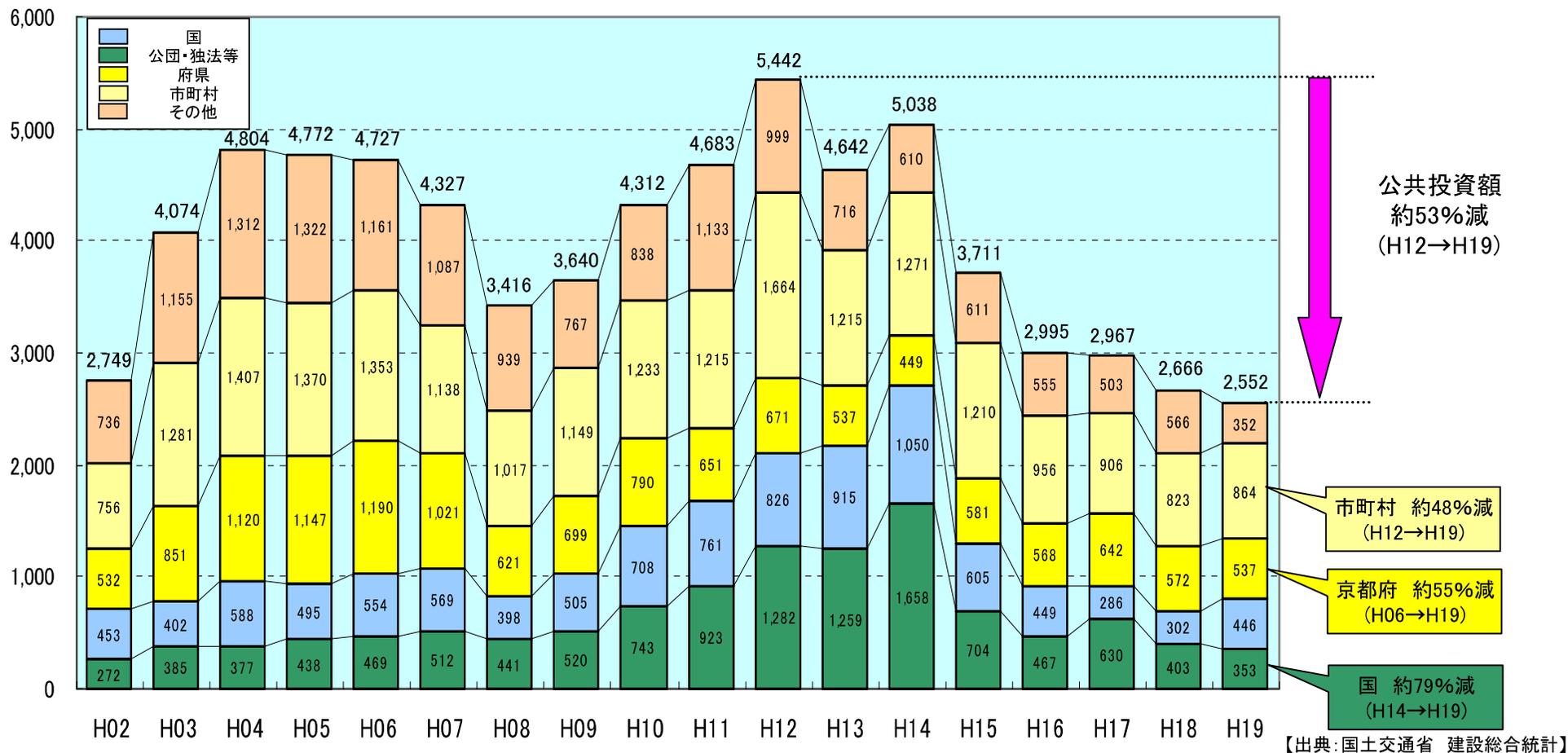


1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 京都府の公共投資額の推移

京都府の公共投資額は、平成12年度の5,442億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約47%、2,552億円となっている。

(億円)

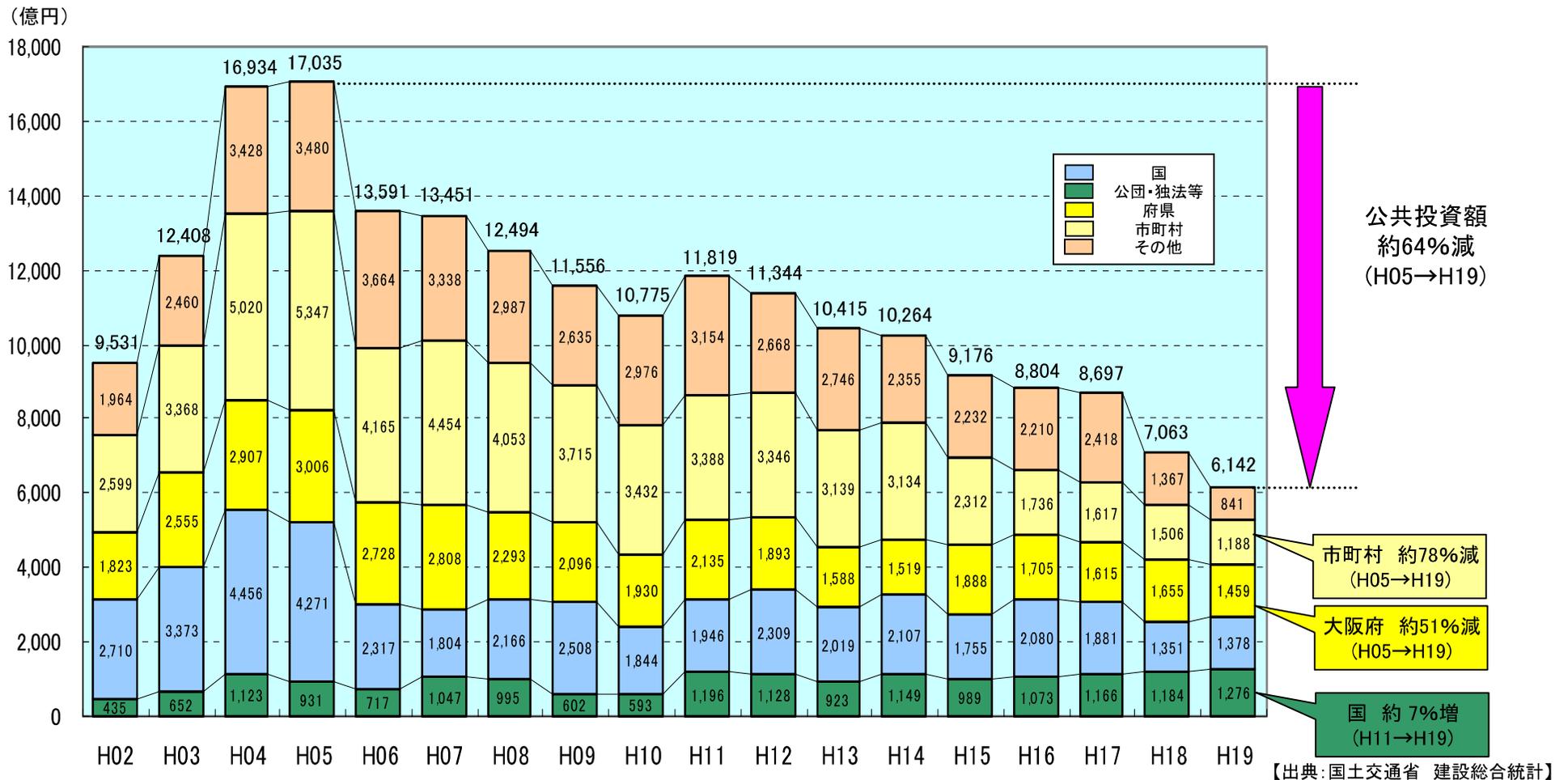




1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 大阪府の公共投資額の推移

大阪府の公共投資額は、平成05年度の17,035億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約36%、6,142億円となっている。

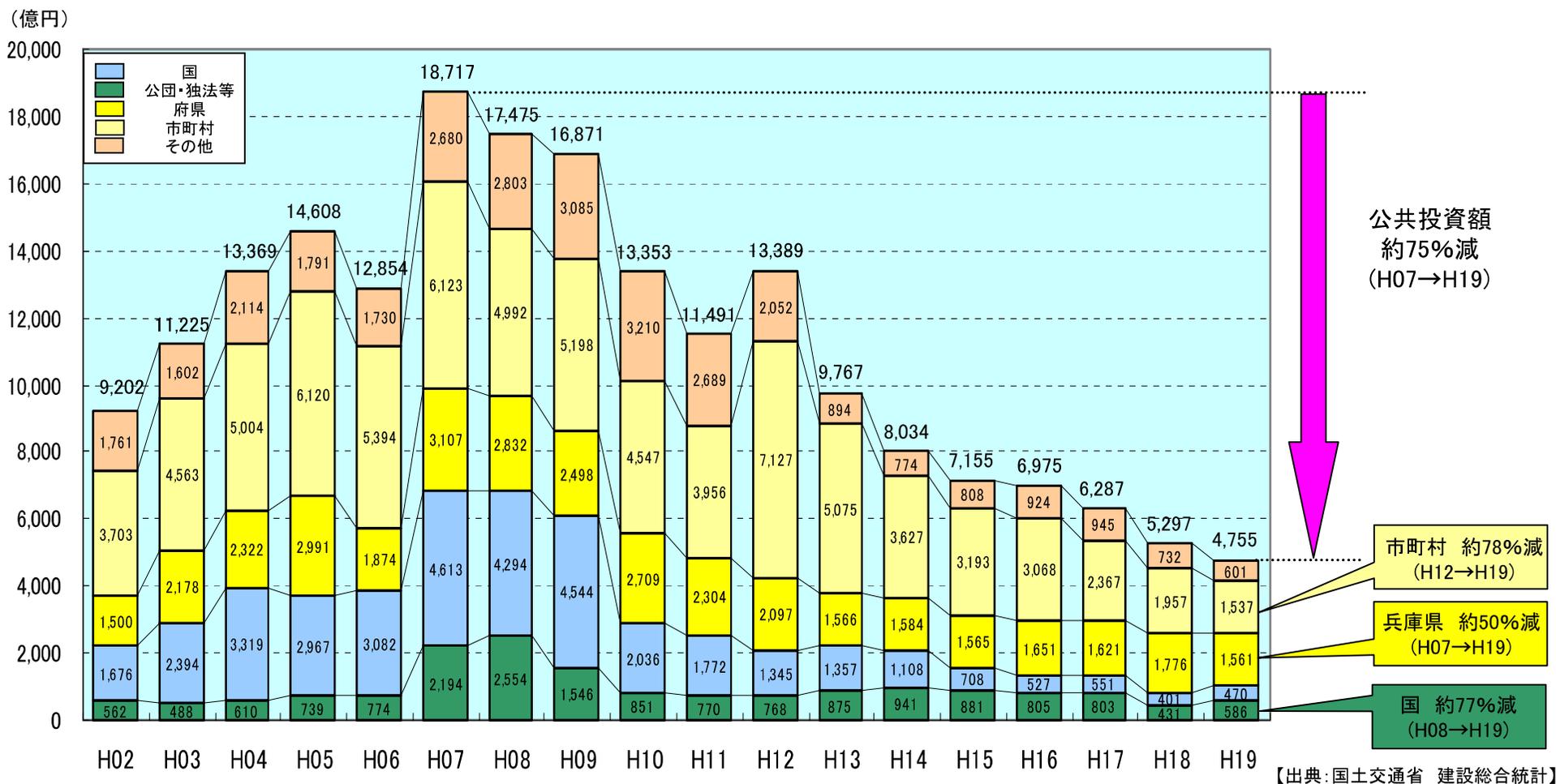




1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 兵庫県の公共投資額の推移

兵庫県の公共投資額は、平成07年度の18,717億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約25%、4,755億円となっている。



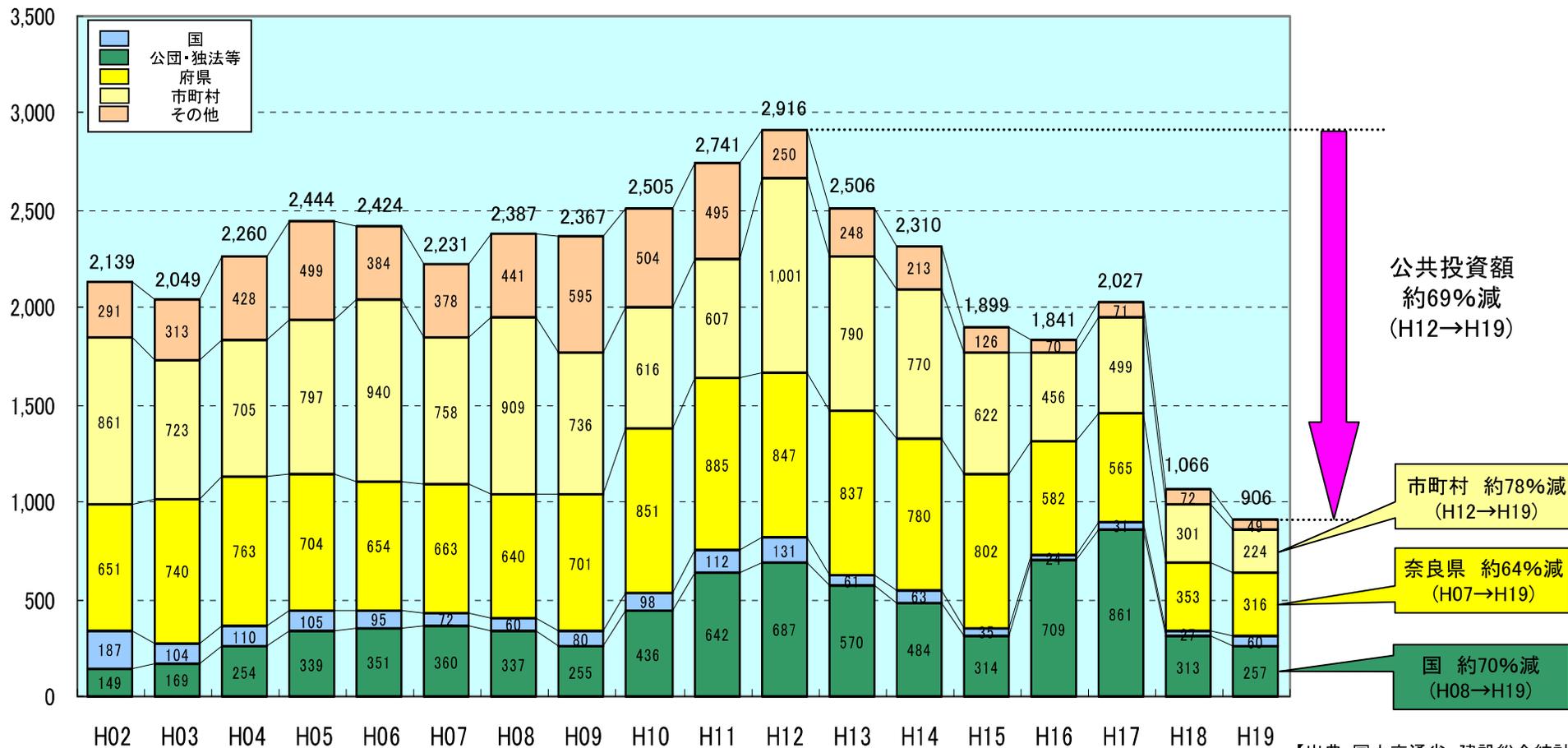


1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 奈良県の公共投資額の推移

奈良県の公共投資額は、平成12年度の2,916億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約31%、906億円となっている。

(億円)



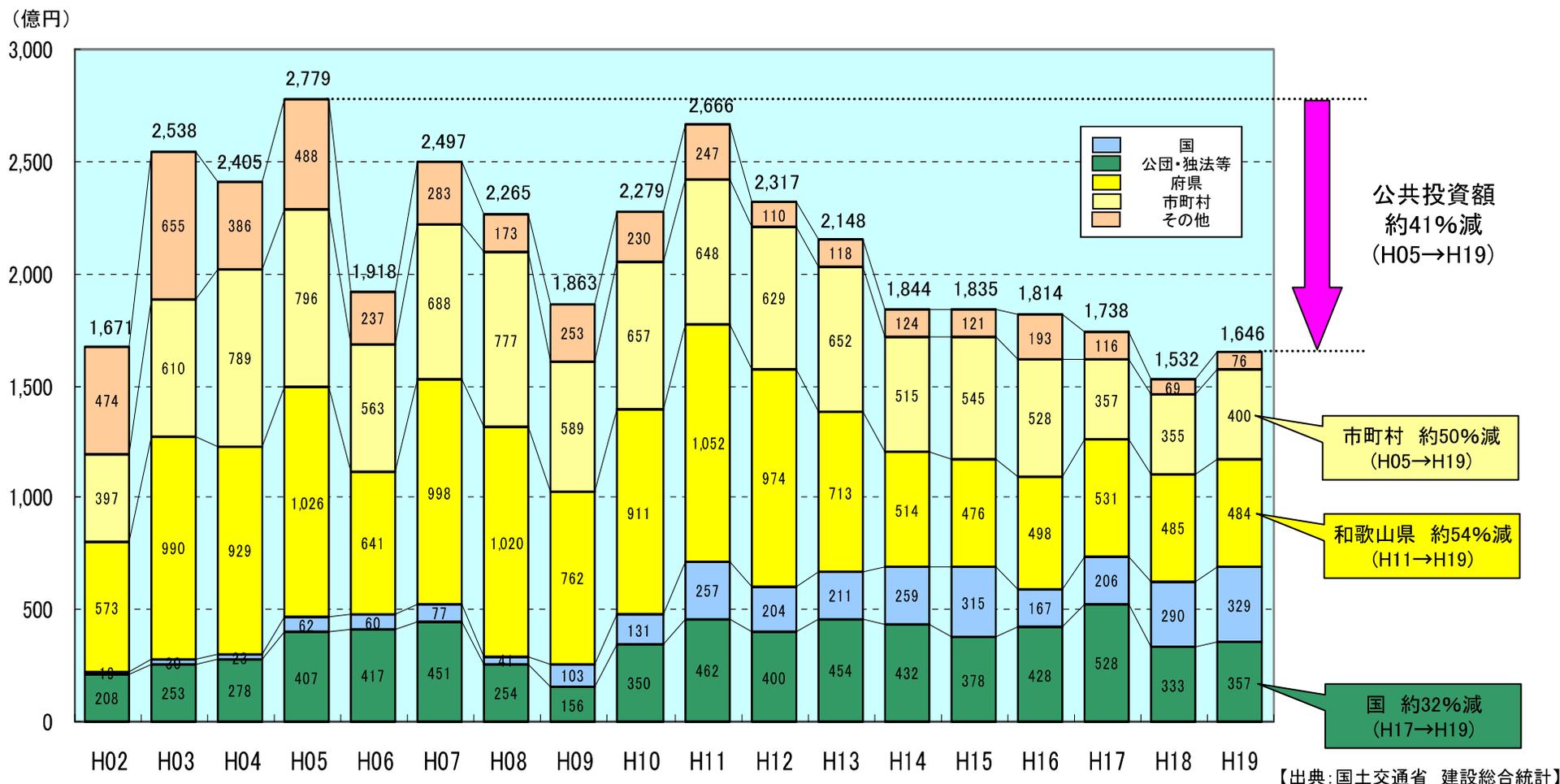
【出典：国土交通省 建設総合統計】



1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 和歌山県の公共投資額の推移

和歌山県の公共投資額は、平成05年度の2,779億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約69%、1,646億円となっている。



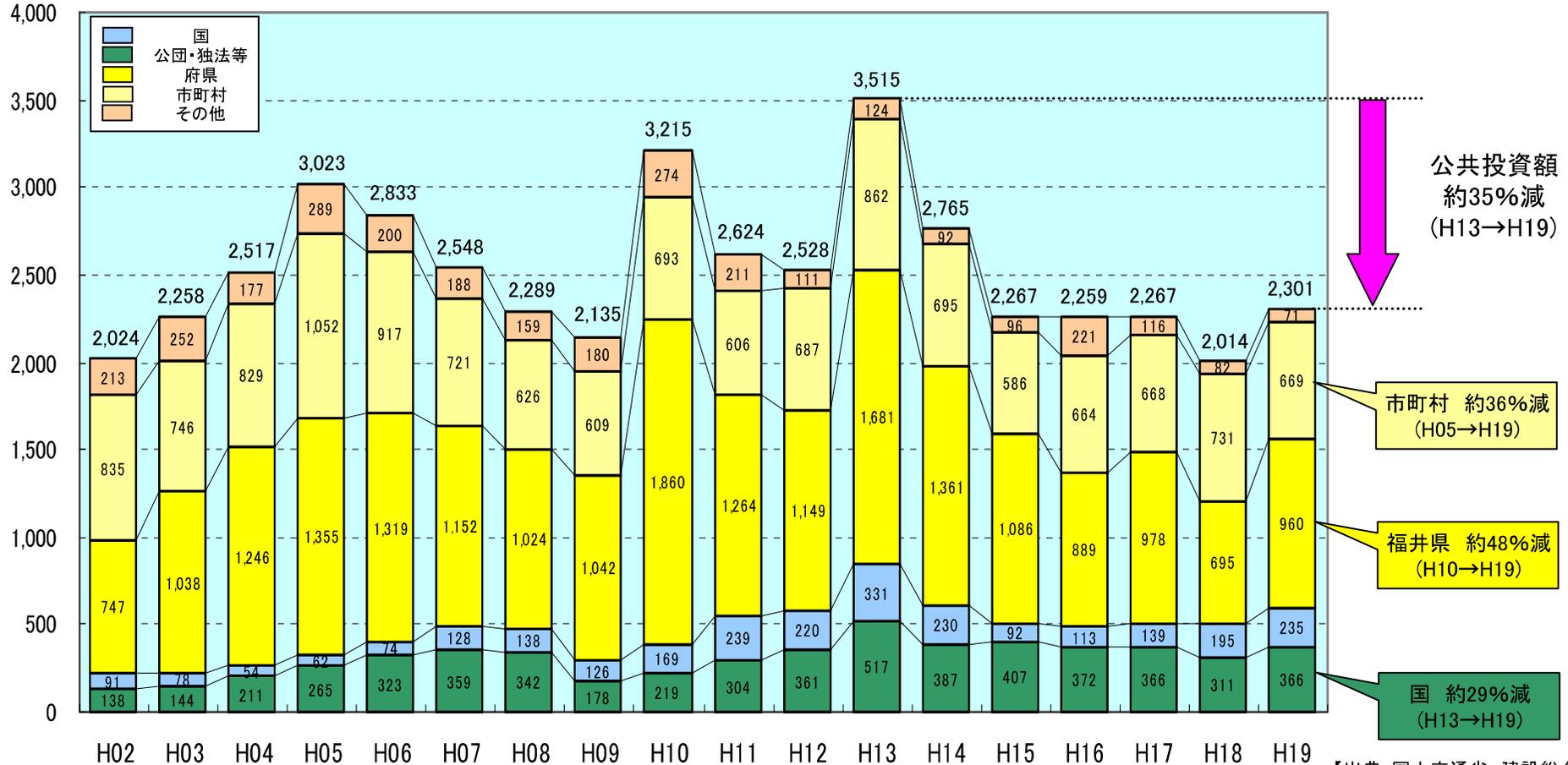


1) 2. 近畿地方の公共投資額の状況

■ 福井県の公共投資額の推移

福井県の公共投資額は、平成13年度の3,515億円をピークに減少しており、平成19年度の公共投資額はピーク時の約65%、2,301億円となっている。

(億円)

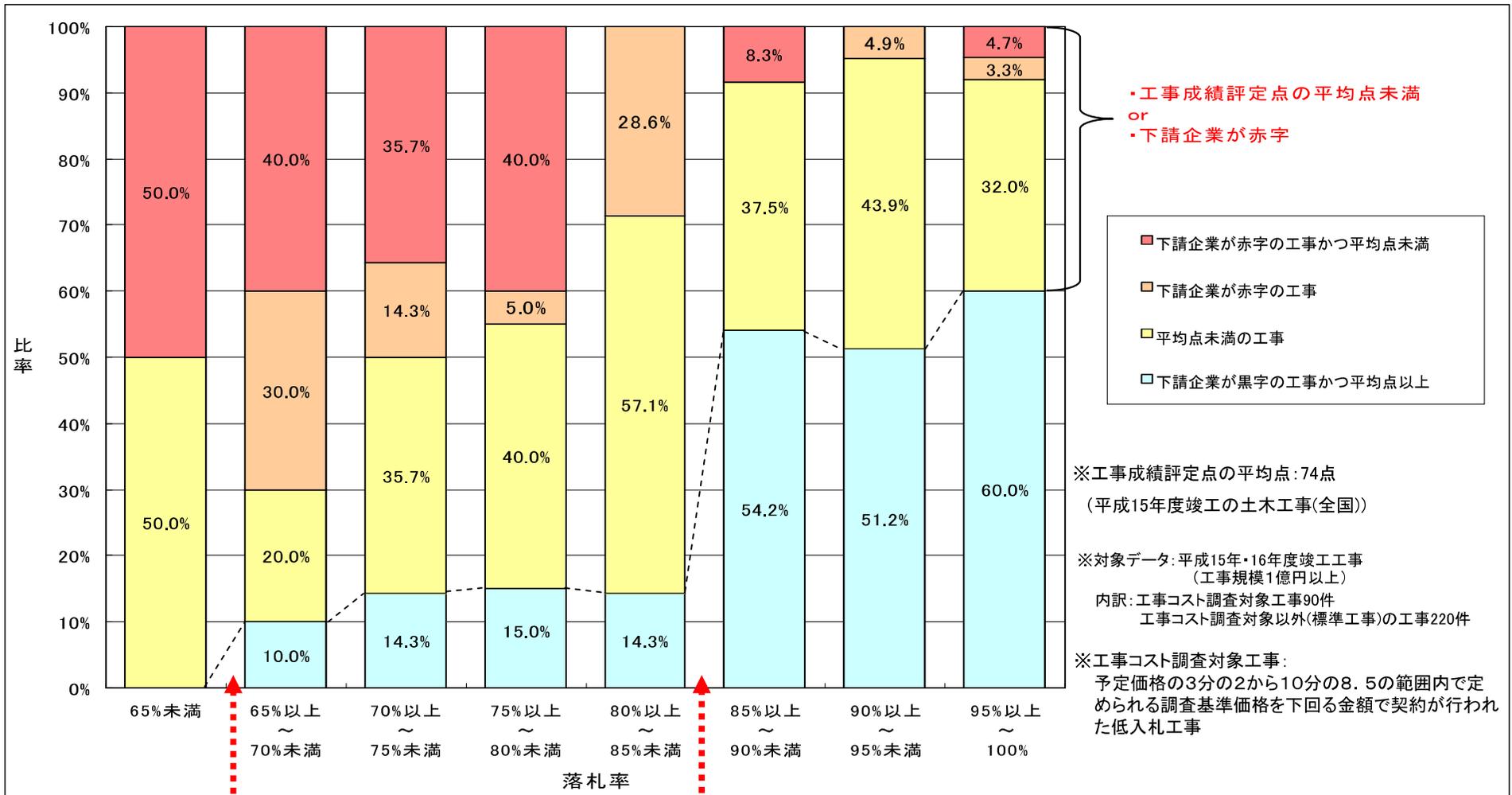


【出典：国土交通省 建設総合統計】



1) 3. 工事の低入札の防止対策

■ 工事成績や下請赤字の発生と落札率との関係



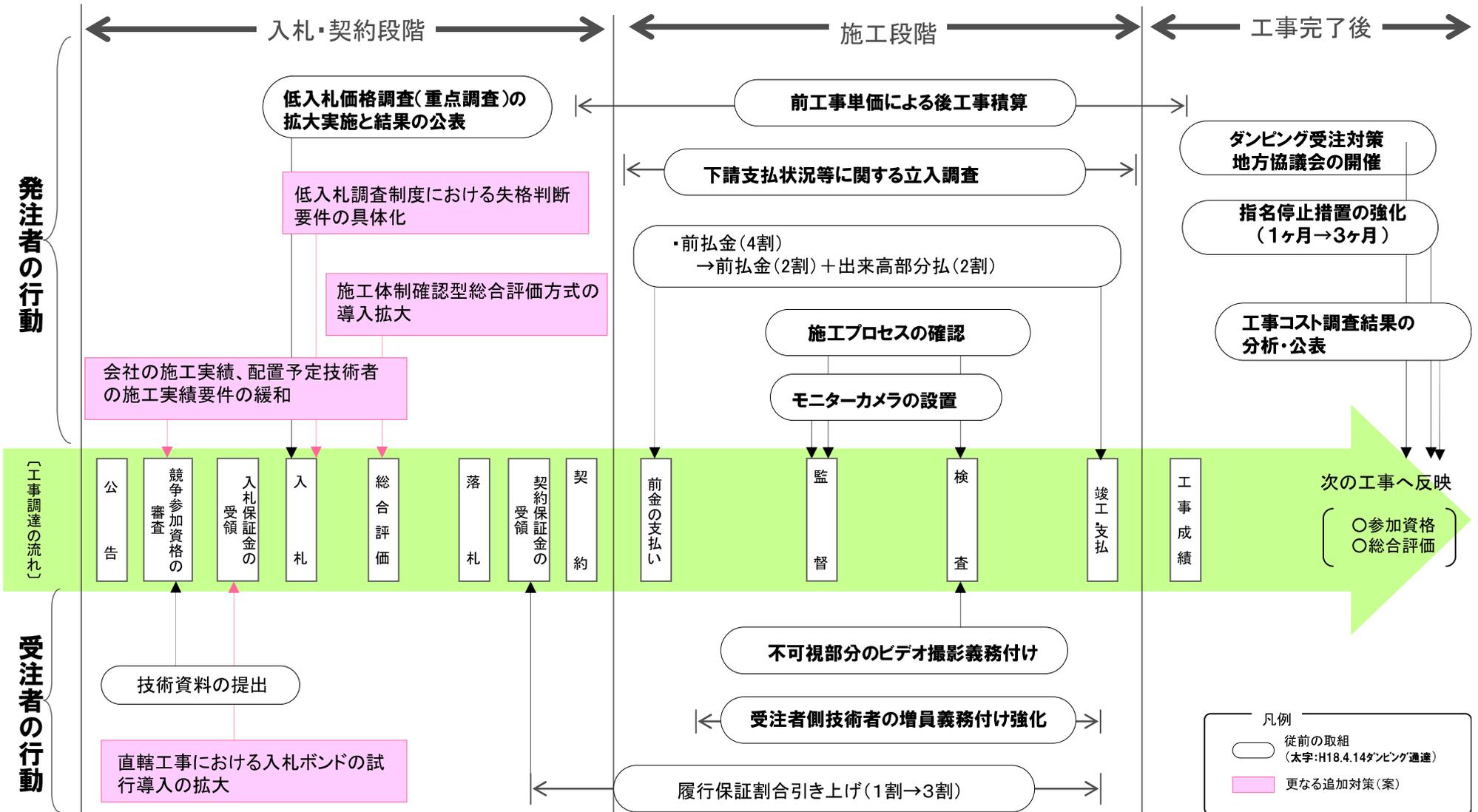
概ね65%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事は無い。

概ね85%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事が大幅に減り、下請企業の赤字が急増する。



1) 3. 工事の低入札の防止対策

■ 国土交通省における更なるダンピング対策(案) イメージ





1) 3. 工事の低入札の防止対策

■ 工事の低入札調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格: 予算決算及び会計令第85条に基づき、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき」の基準

現状

- ・落札率85%以下になると、下請け企業が赤字、または平均点未満の工事となる割合が急増。
- ・予定価格の85%を下回る調査基準価格の直上で応札が集中。

工事の品質
に影響する
おそれ

見直しの方向

- ・新技術の導入やコスト縮減の工夫による効果を反映し、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し。
- ・現場管理費や一般管理費等の諸経費についても、工事実施上最低限必要と考えられる額を計上

工場製作の調査基準価格の算定方法の見直し

- ・予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額。
- ・ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

旧算定方法

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費の20%

新しい算定方法

- ①直接工事費の**95%**
- ②間接労務費の**90%**
- ③工場管理費の**60%**
- ④一般管理費の**30%**

工事の調査基準価格の算定方法の見直し

- ・予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額。
- ・ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

旧算定方法

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費の20%

新しい算定方法

- ①直接工事費の**95%**
- ②共通仮設費の**90%**
- ③現場管理費の**60%**
- ④一般管理費の**30%**



1) 4. 受発注間における適正な関係の構築

■ ワンデーレスポンスの試行

「ワンデーレスポンス」
とは？

監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し、迅速な対応を実現するものである。

意義と目的

① 品質確保への取り組み強化の一方策

工事現場において、発注者段階で予見不可能な諸問題が発生した場合、発注者の意志決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり品質確保がされないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

② 工事の効率化

安全と品質を確保したうえで、請負者と発注者が協力して適切な工程管理を行うことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始することでメリットが発生する。

期待される効果

(期待される効果)

1. 手待ちの減少による効率的な現場施工の実現
2. 「報・連・相」による情報共有の実現
3. 現場トラブル拡大の防止
4. スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革
5. コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力の伝承
6. 行政サービスの向上
7. コスト縮減



1) 4. 受発注間における適正な関係の構築

15

■ 工事施工調整会議 <三者会議>

(1) 会議設置の目的

- 工事施工段階で発生する問題・課題に対する設計者・施工・発注者の責任範囲の明確化
- 設計及び施工の品質向上
- 関係者相互の技術力の向上

■ 契約図書と現場及び施工条件の不一致から設計の修正、変更及び修補などに関するトラブルが多発している。

■ これまでは、主として発注者と施工者において協議し、処理していた。

■ 新たに詳細設計を担当したコンサルタント等を加え設計者・施工者・発注者の3者で工事・施工段階で発生する問題・課題について協議・調整を行う。

■ 工事の事前・事後の協議も併せて実施することにより、トラブルを防止するとともに、設計・施工の品質向上を目指す。

■ 併せて、関係者等の技術力向上に資するものである。

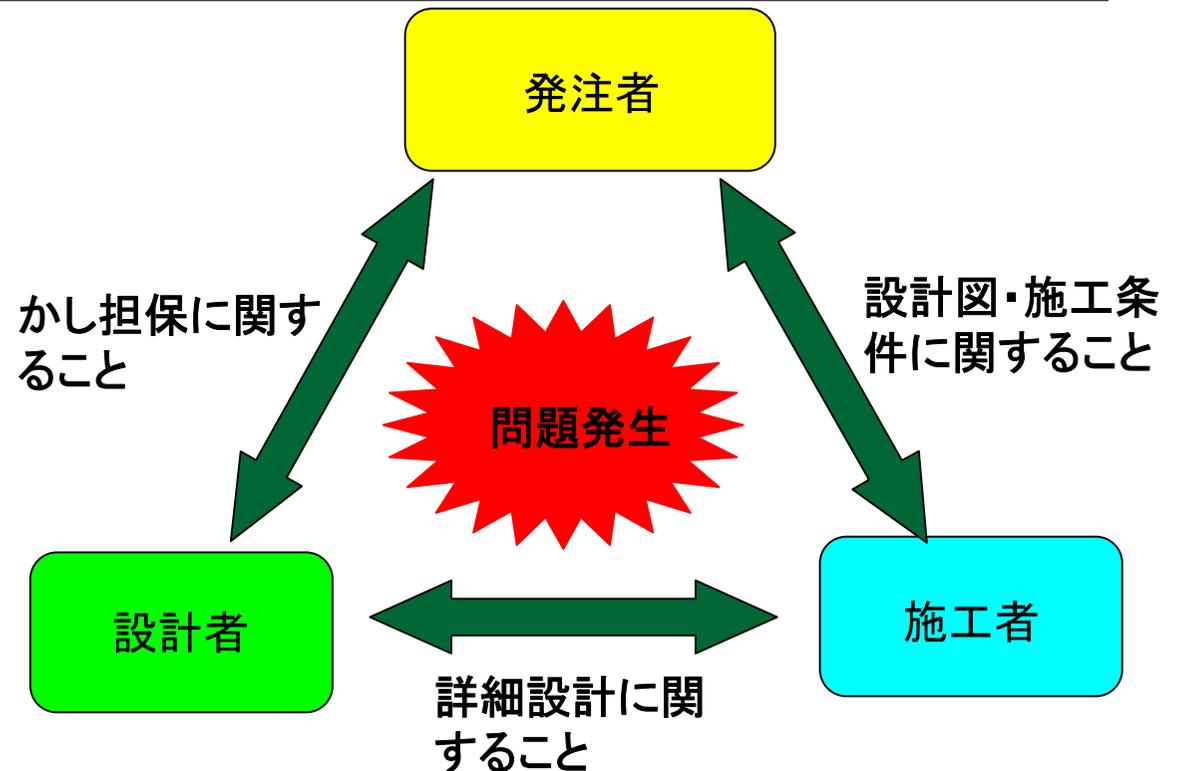
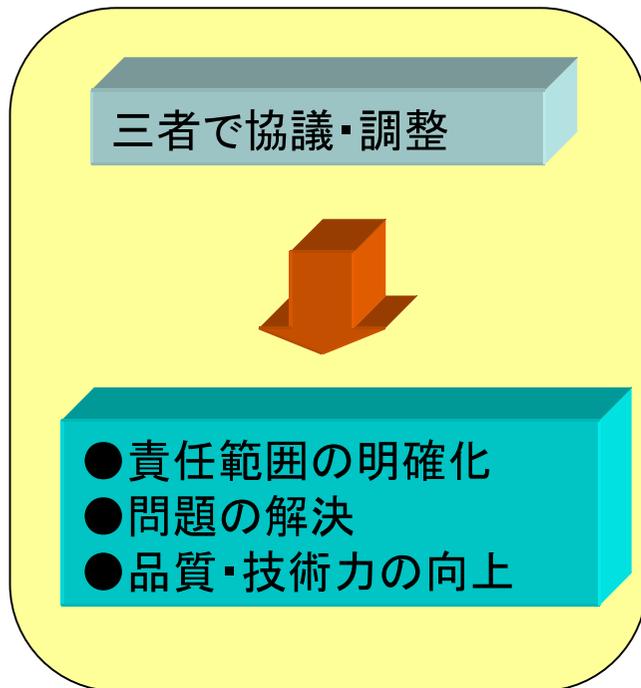


1) 4. 受発注間における適正な関係の構築

(2)会議の協議事項

- 詳細設計の設計意図、施工条件に関すること
- 設計図書の照査に関すること
- 条件変更等に関すること
- かし担保(設計業務、測量調査等)に関すること
- 設計・施工の品質向上に関すること

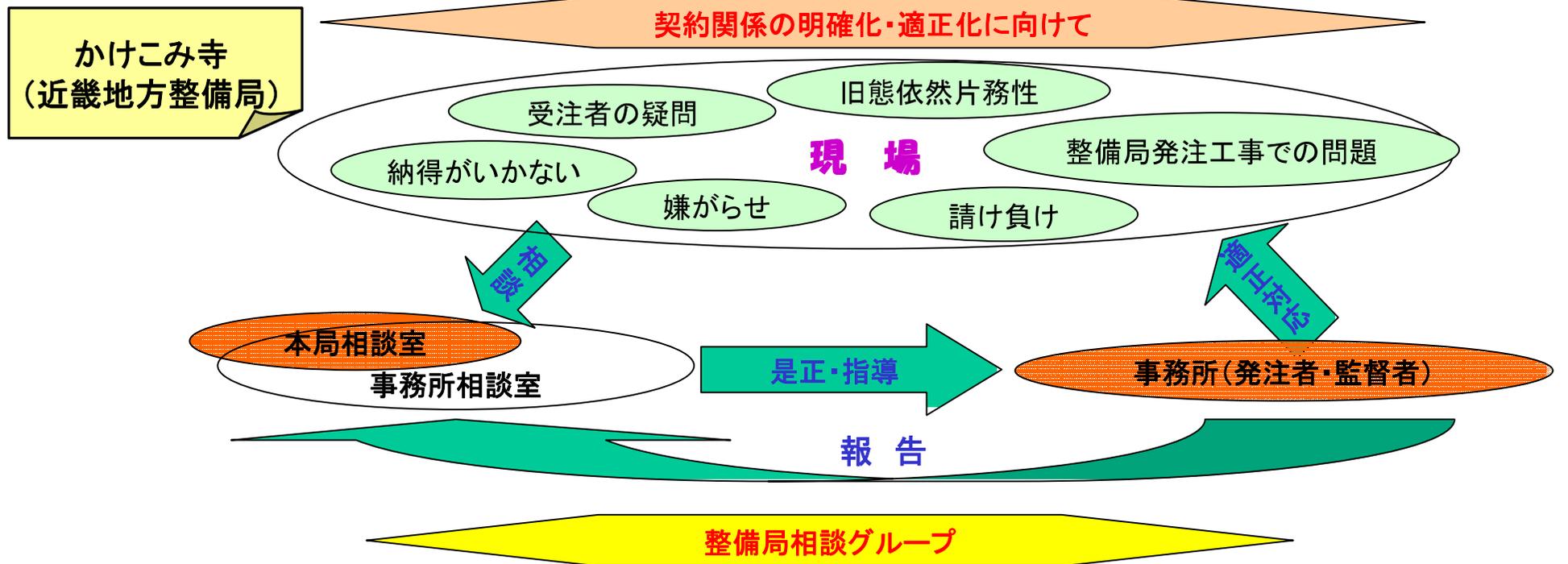
など





1) 4. 受発注間における適正な関係の構築

■ 受発注者間に生じたトラブル等を解決・調整する機関の設置



本局相談グループ	
○リーダー	技術調整管理官
○サブリーダー	技術管理課長
○スタッフ	工事品質調整官 工事検査官
○窓口	技術管理課長補佐 基準第一係 工事品質確保係

事務所相談グループ	
○リーダー	技術副所長
○サブリーダー	工事品質管理官等
○スタッフ及び窓口	品質確保担当課長 技術審査担当係長

- ◆相談した事で受注者にとって不利益とならない仕組みが必要
- ◆事務所(発注者・監督者)を是正・指導したあとのフォローアップが大事(工事成績等が適正か)

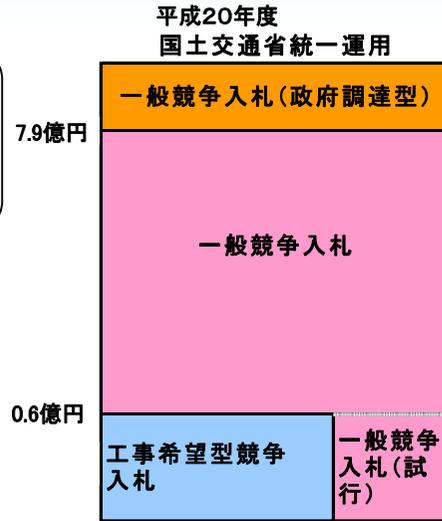
2)近畿地方整備局の総合評価方式の取組み





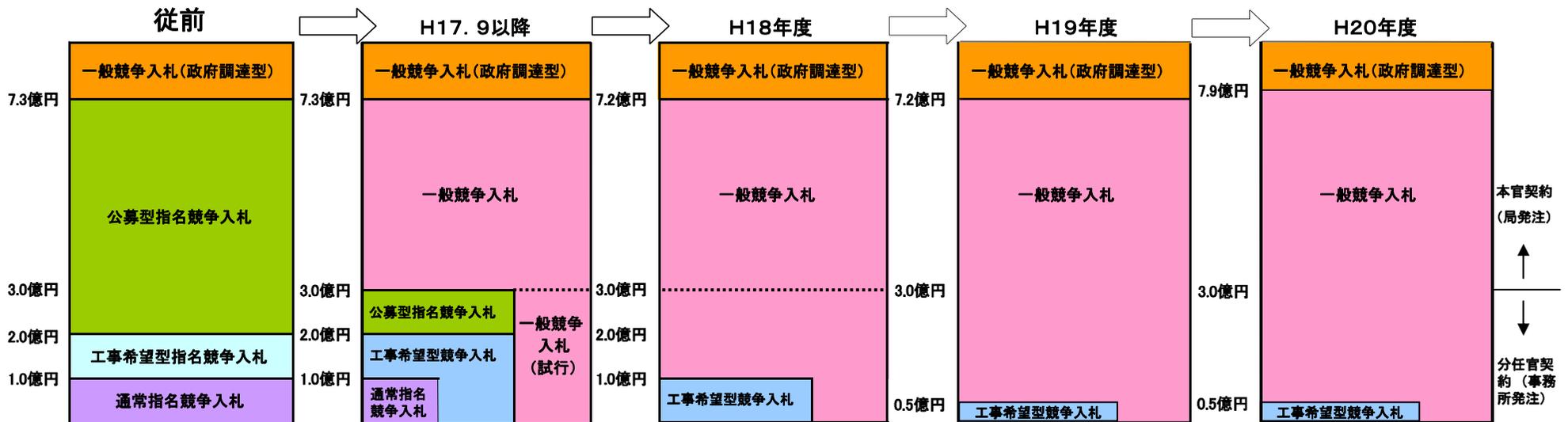
2) 1. 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充

平成20年度国土交通省 統一運用
 ●工事費が6千万円以上の工事は、今年度中に一般競争入札へ拡大し、6千万円未満の工事についても、積極的に試行すること。



平成20年度近畿地方整備局運用
 ●原則として一般競争入札とする。
 ただし、維持工事等の一部については、**工事希望型競争入札**を適用することができる。
 (1件につき予定価格が5千万円に満たない維持工事等(塗装工事、遮音壁工事、標識工事等))

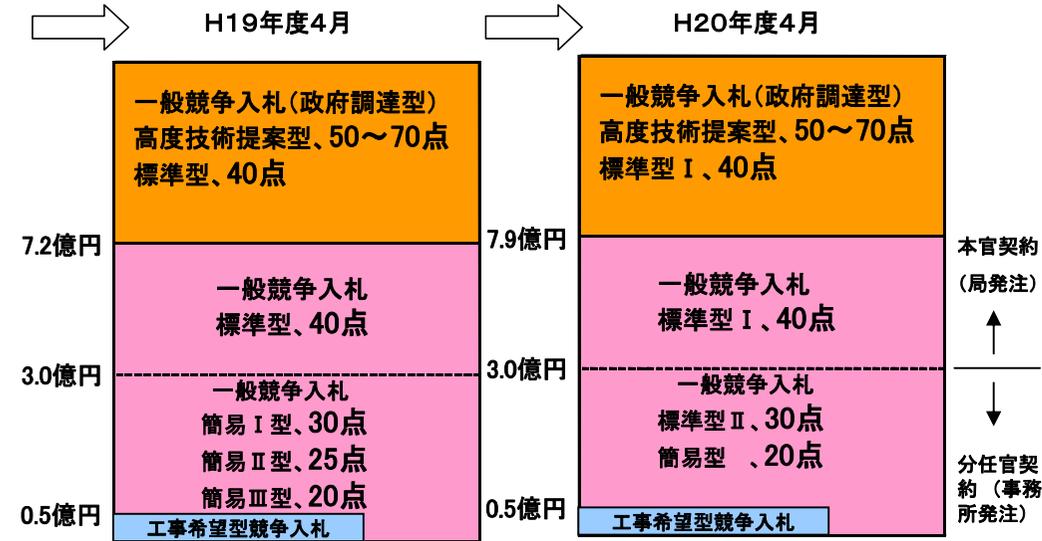
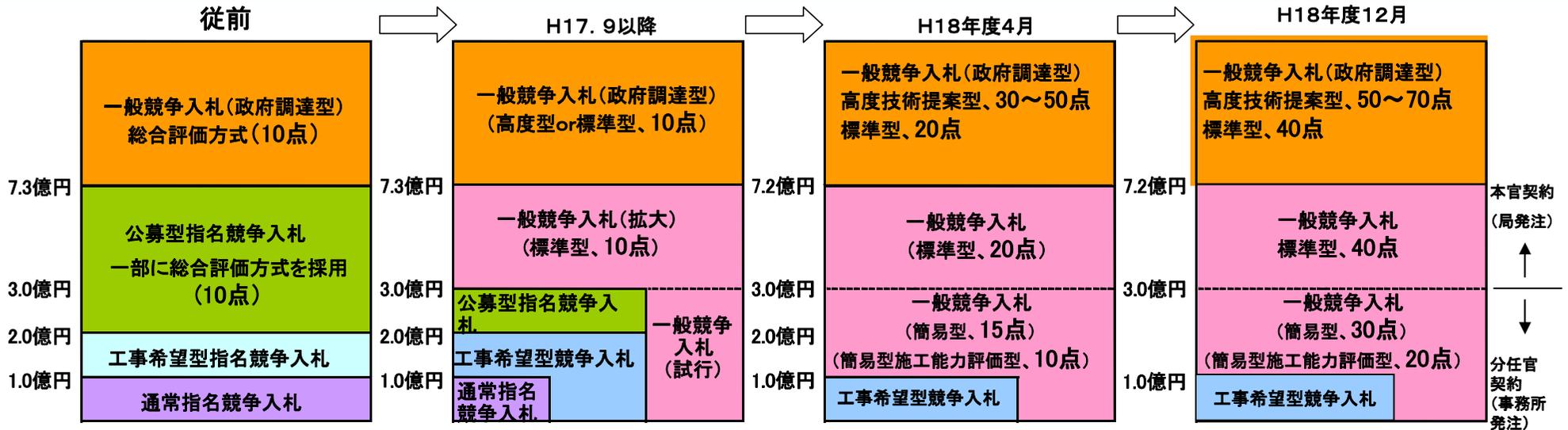
平成20年度から、**区画線工事**については**全て一般競争入札方式**とする



※一般競争入札: 工事の入札参加条件を公告して、条件を満足するものは全て入札できる



2) 1. 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充



平成12年～
○総合評価方式については「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(H12.9.20)を受けて平成12年より試行を実施(加算点:10点)

平成17年10月～
○平成17年9月の「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」を受けて原則総合評価方式によることとした上で一般競争入札の適用範囲を拡大し、工事規模と難易度により総合評価方式を高度型、標準型、簡易型の3つに分類(加算点:10点)

平成18年 4月～
○技術提案のより優れた企業が評価されるよう加算点を見直し(高度型:30~50点、標準型20点、簡易型15点)

平成18年12月～
○施工体制確認型の導入に伴い、施工体制点(30点)との比率を考慮し加算点を引き上げ(高度型:50~70点、標準型:40点、簡易型:30点)

平成20年4月～
○総合評価方式のタイプを、工事規模(工事金額)と工事の技術的難易度に応じて決めることとし、技術提案を求める従来の簡易Ⅰ型と簡易Ⅱ型を標準型Ⅱ型という名称にする。



2) 1. 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充

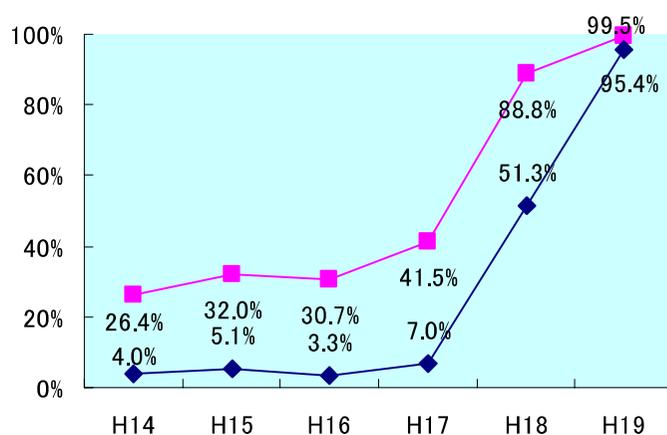
■ 総合評価実施状況(近畿地方整備局)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総合評価件数	82	97	55	123	693	1,235	266 (1,600)
総合評価金額 (百万円)	56,700	100,200	68,300	82,300	151,600	235,896	48,169
総合評価実施率 (金額ベース、%)	26.4	31.8	30.7	41.5	88.8	99.5	100

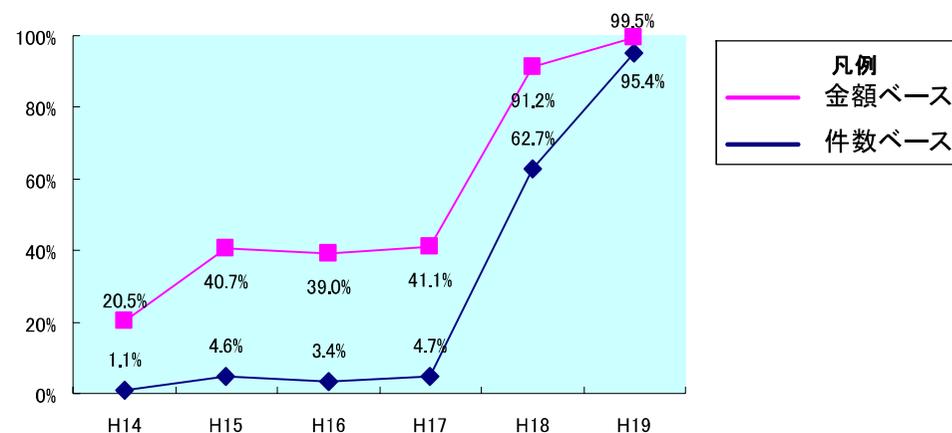
※()内は、予定件数。試算では約99.9%程度総合評価方式を実施予定

※随意契約除く

一般競争入札(全体に占める割合)



総合評価方式(全体に占める割合)



凡例
■ 金額ベース
■ 件数ベース

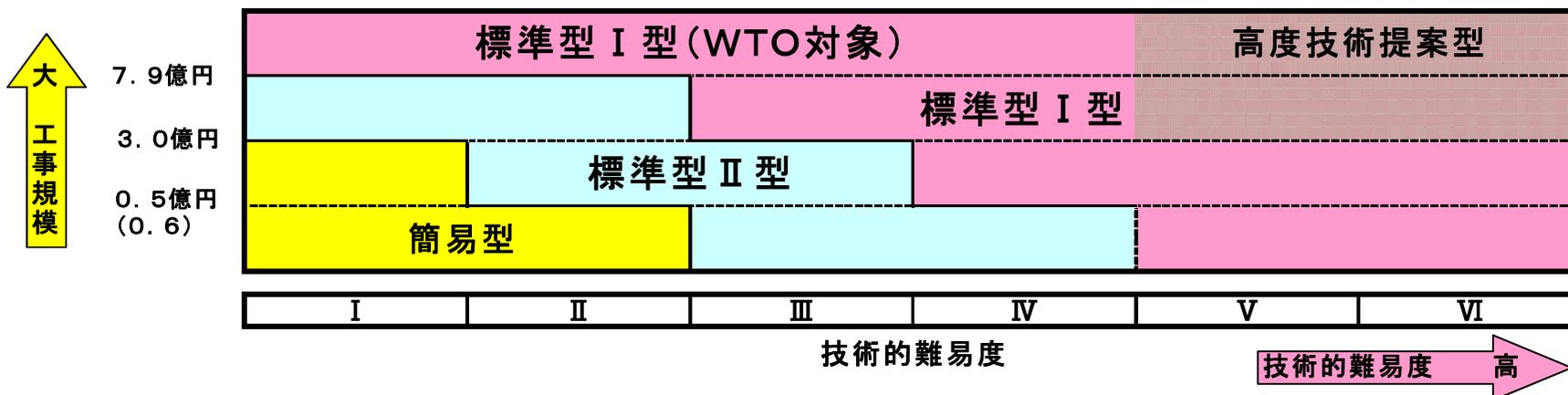


2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

■ 国交省:総合評価方式のタイプの適用基準の変更(全国統一)

・総合評価方式のタイプは、工事規模(工事費)と工事の技術的難易度に応じて決定する。

- ① 工事費が**7.9億円以上**の工事は、原則として**標準型 I (WTO対象)**を適用する。
ただし、工事の技術的難易度が高い工事については、**高度技術提案型**を適用することができる。
- ② 工事費が**3億円以上7.9億円未満**の工事については、**標準型 I 型(難易度Ⅲ以上)**、**標準型 II 型(難易度Ⅱ以下)**を適用する。
また、工事の技術的難易度が高い工事については、**高度技術提案型**を適用することができる。
- ③ 工事費が**3億円未満**の工事については、**標準型 I 型(難易度Ⅳ以上)**、**標準型 II 型(難易度ⅡⅢ)** **簡易型(難易度Ⅰ)**を適用する。
- ④ 工事費が**5千万円未満**(一般土木については**6千万円未満**)の工事については、**簡易型(難易度Ⅱ以下)**、**標準型 II 型(難易度Ⅲ、Ⅳ)**を適用することができる。なお、工事の技術的難易度が高いもの(**難易度Ⅴ以上**)については、**標準型 I 型**を採用する。
- ⑤ **競争参加資格の拡大の試行(工事難易度に応じ、直近上位又は下位の等級の業者の競争参加を付与)**に伴い、一般土木で**工事費が6千万円以上**の工事については**施工体制確認型**とする。





2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

23

■ 近畿地方整備局総合評価委員会の設置

総合評価委員会の位置づけ

- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日)
- 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成17年8月26閣議決定)
- 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン(平成17年9月)」
 - 総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じて個別工事の評価方法や落札者の決定について意見を聴くものとする。
 - 技術提案書の審査に当たり、中立の立場で公平な判断をすることが出来る学識経験者の意見を聴くものとする。

総合評価委員会の設置

「近畿地方整備局長は、総合評価方式の実施に当たり、次に掲げる項目について、学識経験者の意見を聴取するために設置」

1. 総合評価方式の実施方針に関すること
2. 複数の工事に共通する評価方法に関すること
3. 必要に応じて個別工事の評価方法や落札者の決定に関すること

総合評価委員会の会務

- 年度当初及び必要に応じて意見聴取
- 原則、四半期毎に発注予定工事の総合評価方式の選定、評価項目、得点配分について意見聴取



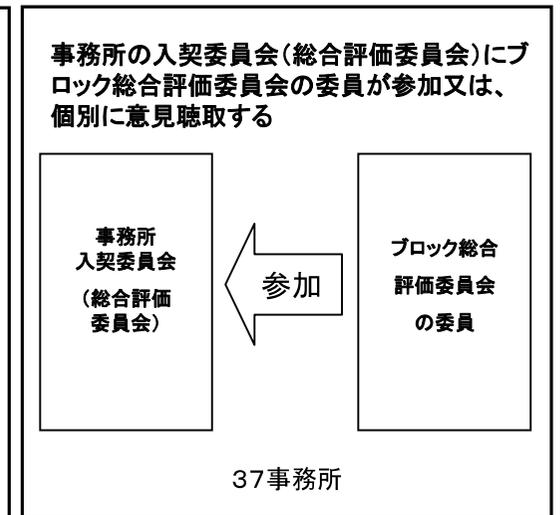
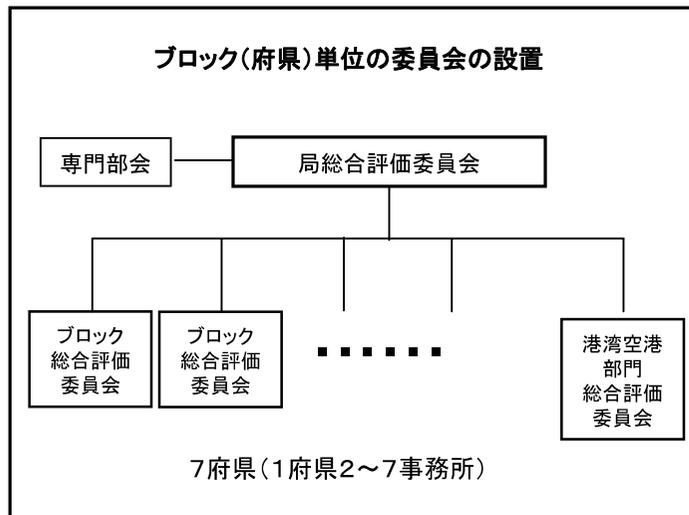
2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

■ ブロック総合評価委員会の設置等

- 1) 事務所発注工事(分任官契約)については、各府県毎にブロック総合評価委員会を設置し、個別工事の評価方法や落札者の決定方法に関することについて、学識者の意見を聴く。
 - ①各ブロックの事務所が合同で委員会を開催し、発注予定工事又は業務については、個別工事又は業務の評価項目、配点等について委員の意見を聴く。
 - ②発注済み工事又は業務については、個別工事又は業務の評価結果を報告する。
- 2) 各事務所は、入札参加者より提出された技術提案等について評価を行う際には、あらかじめ選定された工事又は業務について委員の意見を聴取する。
- 3) 各事務所は、施工計画の評価の際に入札参加者よりヒアリングを行う場合は、委員の同席を求めることができる。

近畿地方整備局総合評価委員会

	役職	氏名	備考
委員	委員長	京都大学大学院工学研究科教授 大西 有三	
	副委員長	立命館大学理工学部教授 深川 良一	
	委員	大阪工業大学工学部教授 井上 晋	
		京都大学大学院工学研究科准教授 角 哲也	
		大阪大学大学院工学研究科教授 奈良 敬	
		佐野・法常法律事務所弁護士 法常 格	
		京都大学大学院工学研究科准教授 古坂 秀三	
		神戸大学工学部教授 道奥 康治	
		大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 山内 直人	





2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

■ 総合評価発注における加算点1位の落札状況

加算点順位 入札価格順位	1位	2位	3位以下	計
1位	450 (48.4%)	133 (14.3%)	116 (12.5%)	699 (75.2%)
2位	89 (9.6%)	19 (2.0%)	22 (2.6%)	130 (14.0%)
3位以下	76 (8.2%)	11 (1.2%)	12 (1.3%)	99 (10.7%)
計	615 (66.3%)	163 (17.5%)	150 (16.1%)	928

※1社応札は除く



価格=品質 = $481 / 928 = 51.8\%$



価格>品質 = $271 / 928 = 29.2\%$



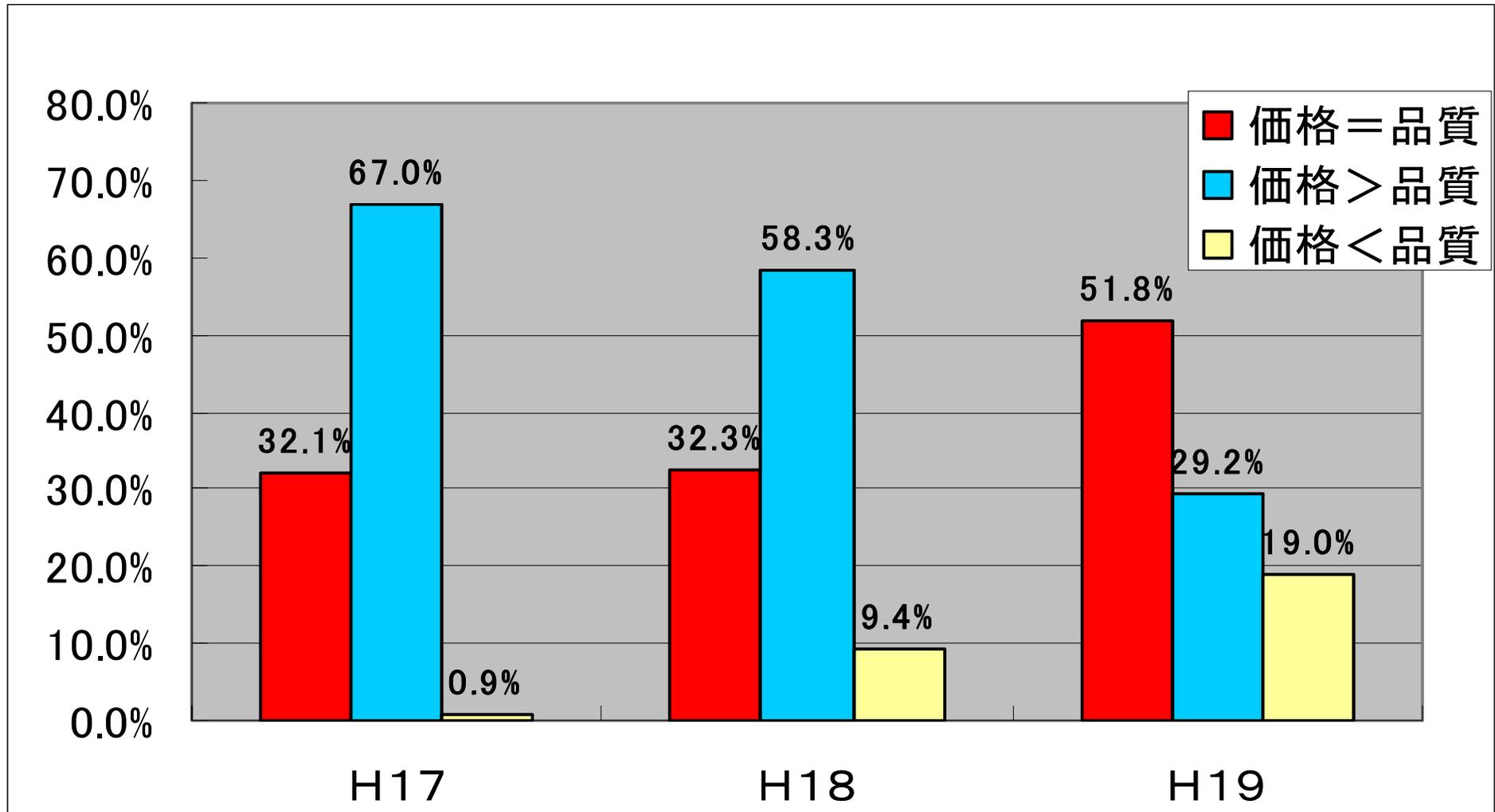
価格<品質 = $176 / 928 = 19.0\%$

加算点順位1位のものの落札率 = $615 / 928 = 66.3\%$



2) 2. 近畿地方整備局の総合評価方式への取り組み

■ 総合評価発注における年度別落札者の加算点と落札価格



3) 地方公共団体の総合評価方式の導入状況





3) 1. 自治体総合評価方式の導入状況

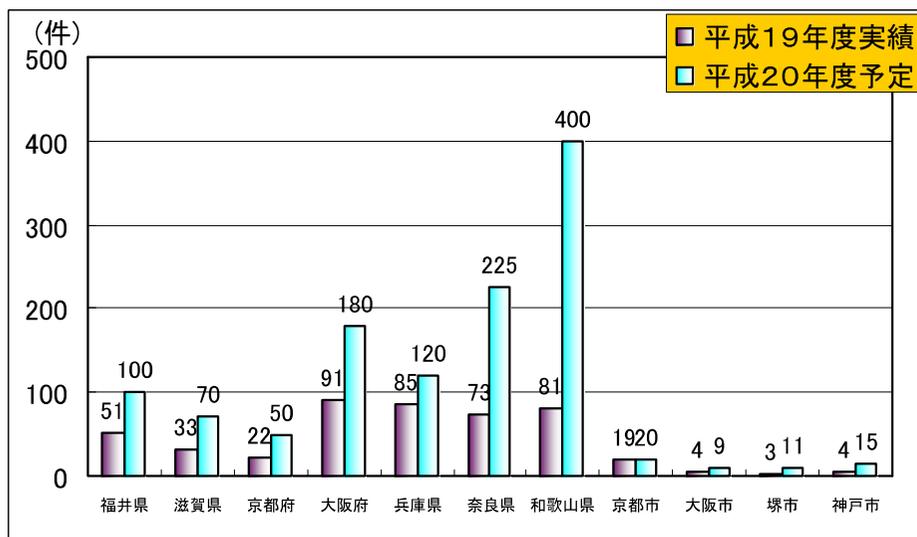
■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成19年度の近畿地方の市町村(7府県計:220市町村)における総合評価導入率は50%(110市町村)で、全国平均の29%を大きく上回っている。

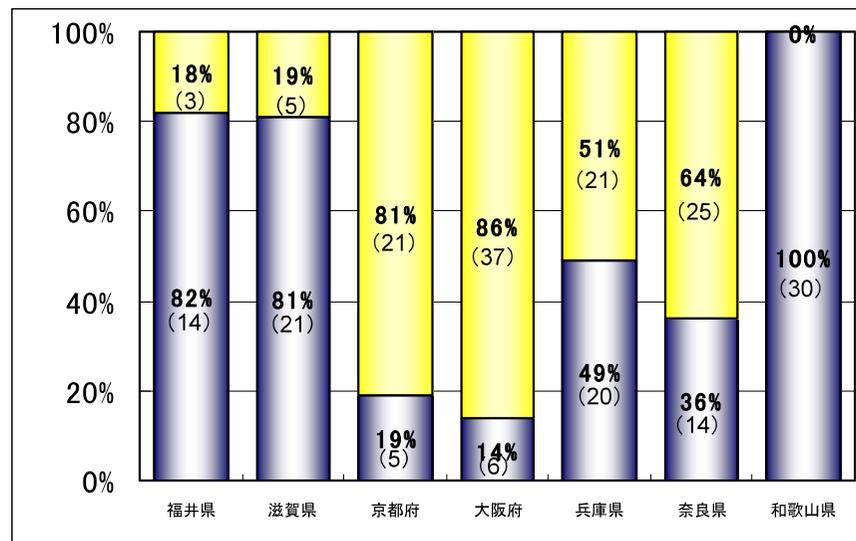
◇なかでも和歌山県は全市町村(30市町村)が導入しており、続いて福井県が14市町村(全17市町村)が導入(導入率:82%)している

◇平成20年度における各府県及び政令市の総合評価実施予定件数は、平成19年度に比べて大幅に増加している

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況及び予定
H20. 11月現在



市町村における総合評価方式の導入状況(平成19年度)



■ 導入 上段:割合(%) 下段:市町村数

■ 未導入 上段:割合(%) 下段:市町村数



3) 2. 府県・政令市における入札契約制度の状況

■ 近畿管内<府県>の状況

H20. 11. 12時点

府県名	入札ポンド 実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	他都道府県の動向をふまえ検討	2億円超	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入予定	1億円以上 (土木一式、建築一式)	非公表	左記以外	非公表	事前	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上 (※)	公契連モデル(※)	左記以外	公契連モデルを参考(※)	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
兵庫県	WTO対象工事で導入	1億円以上	旧公契連モデル	左記以外	直接工事費×0.85+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3	事後	事後	事後
奈良県	検討中	5千万円以上	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	他発注者の動向をふまえ検討	5千万円以上	公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後

注：京都府における(※)は11月17日から適用予定



3) 2. 府県・政令市における入札契約制度の状況

■ 近畿管内<政令市>の状況

H20. 11. 12時点

政令市名	入札ポンド 実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市 議会案件	1千万円以上	旧公契連モデル	1千万円 未満	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	1億円以上	旧公契連モデル	1億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	導入予定なし	1億円以上	旧公契連モデル	250万円超1 億円未満	調査基準価格と同じ ただし、下限は予定価格の 8/10	事前	事前	事前
神戸市	研究中	1億円以上 (H21.1から2 億円以上)	予定価格の2/3以上 (H21.1から公契連モデル)	1億円未満 (H21年1月か ら2億円未満)	予定価格の2/3以上 (H21.1から公契連モデル)	事前	事後	事後

協議会の活動内容及び今後のスケジュール(案)について



平成20年11月13日

近畿地方整備局



■ 近畿ブロック発注者協議会の活動内容(案)

1. 総合評価方式の導入・拡大

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②総合評価方式導入のための市町村における工事成績評定の普及
- ③国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ④技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

- ①単品スライド条項の運用に関する情報共有
- ②見直し後の低入札調査基準価格の普及促進
- ③地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進 等

3. 地域貢献に関する評価の普及促進

- ①災害協定の締結や活動実績、除雪・維持管理の受注実績等、地域貢献に関する評価の普及促進

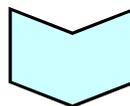
4. 受発注者間における適正な関係の構築

- ①三者会議、ワンデーレスポンスの普及促進
- ②受発注者間に生じたトラブル等を解決・調整する機関の設置に向けた検討 等



■ 今後のスケジュール(案)

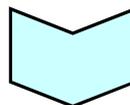
第1回協議会の開催 H20.11.13
(以降、年1回程度開催)



幹事会の開催(年2回以上) 第1回をH21.1頃開催予定

【 検討内容 】

- 具体的な項目及び目標の設定
- 発注者間の情報交換・情報共有 等



各府県地域発注者協議会の開催 (年数回程度)

当協議会設立に伴い、地域ごとの全ての市町村に対して協議会の内容を周知する目的で開催する

公共工事における 総合評価方式の普及に向けて

国土交通省



目次

1. 総合評価方式とは
2. 総合評価方式の必要性
3. 参加業者の選定方式と落札者の決定方式
4. 総合評価方式のメリット
5. 総合評価方式の具体例
6. 市町村に対する国及び都道府県の支援策

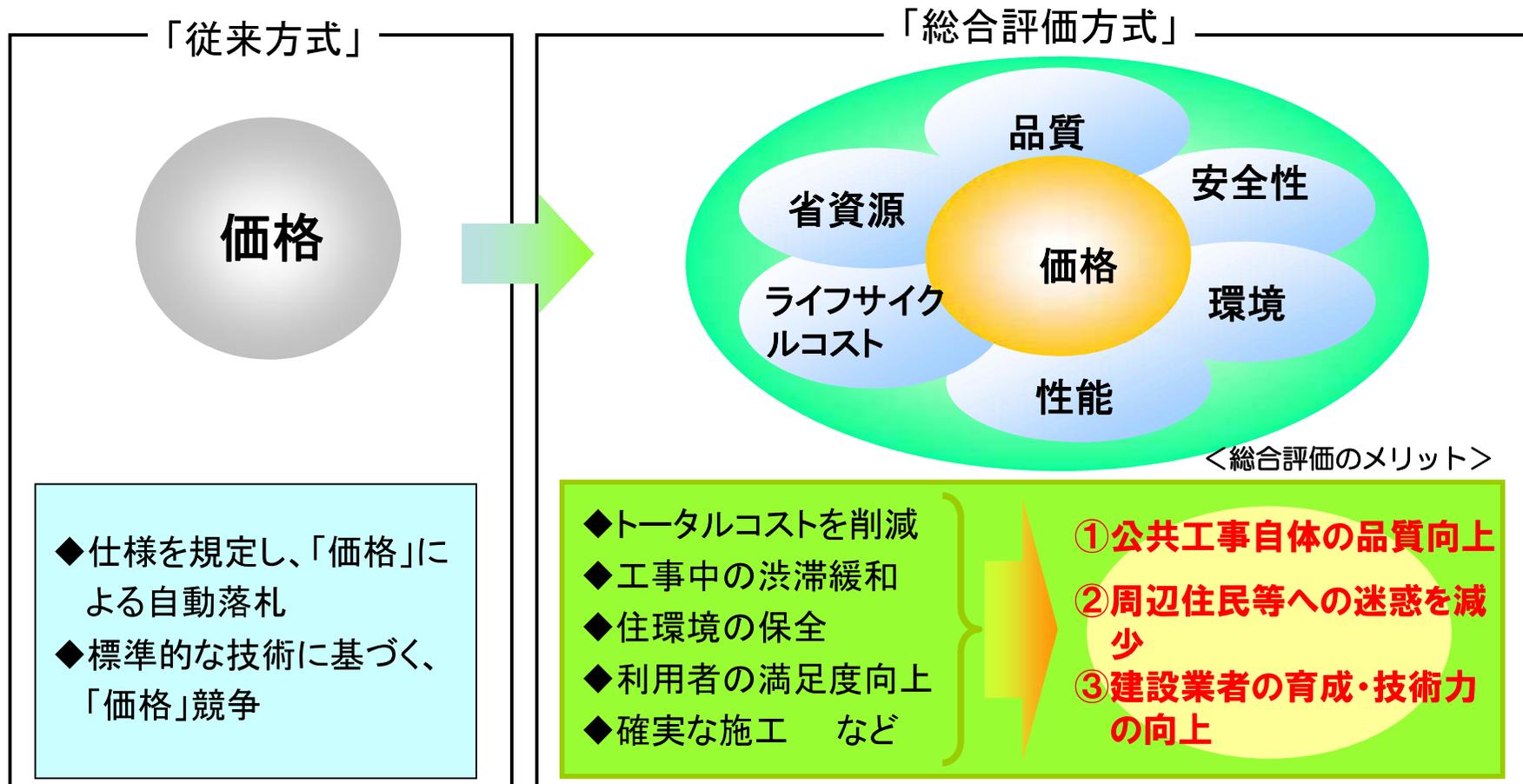
<参考>

市町村における総合評価方式実施要領の例

1. 総合評価方式とは(1)

総合評価方式は、価格だけによる従来の落札方式と違い、新しい技術や確実な施工といった**価格以外の要素を含めて落札者を決める方法**です。これにより、品質の高い公共工事が実現します。

※「品質」とは工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事施工段階における特性も含まれています。



1. 総合評価方式とは(2)

総合評価方式は、「価格」と「価格以外の要素(技術力)」を総合的に評価し落札者を決定する方式です。「価格以外の要素(技術力)」の評価結果を数値化した技術評価点(標準点+加算点)を企業の入札価格(予定価格以下であること)で除して算出された数値(=評価値)が最も高い業者を落札者とするものです。(除算方式)

<除算方式>:現在の国土交通省の例

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 を点数化

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

企業の入札価格(予定価格以下であること)を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と価格以外の要素(技術力)を点数化した「技術評価点」を足し合わせ算出された数値(=評価値)が最も高い業者を落札者とするものです。(加算方式)

<加算方式>:国土交通省においても試行中

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 等を点数化

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = \alpha(1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$$

※ α : 加算比率により設定

2. 総合評価方式の必要性(1)

一般の商品(車、TV等)は、実際の物を見て性能と形を確かめてから購入することができます。

しかし、土木構造物(公共工事)では、契約する前には実物を確かめることは出来ません。そのため、発注者が建設業者の**技術的能力を適正に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達**を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた**総合評価方式**です。

一般の商品と土木構造物の調達の違い

一般の商品

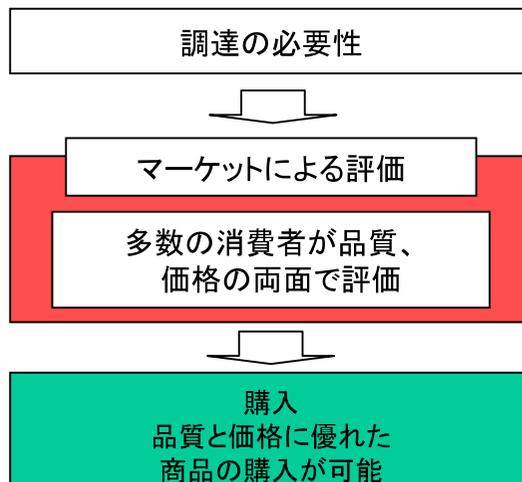


価格競争により
よい調達が可能

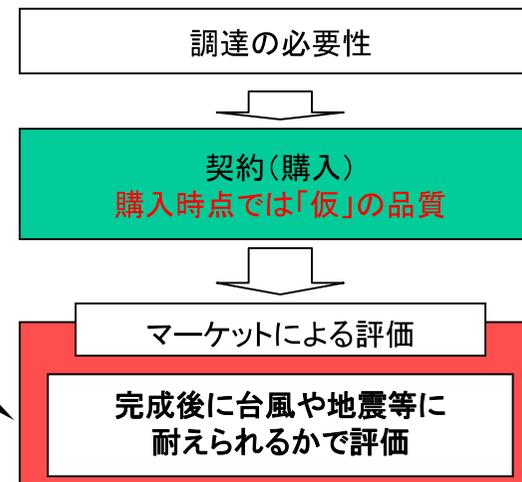
土木構造物



価格に加えて品質確保が
唯一のよい調達への道



造って始めて
良し悪しが
わかる。



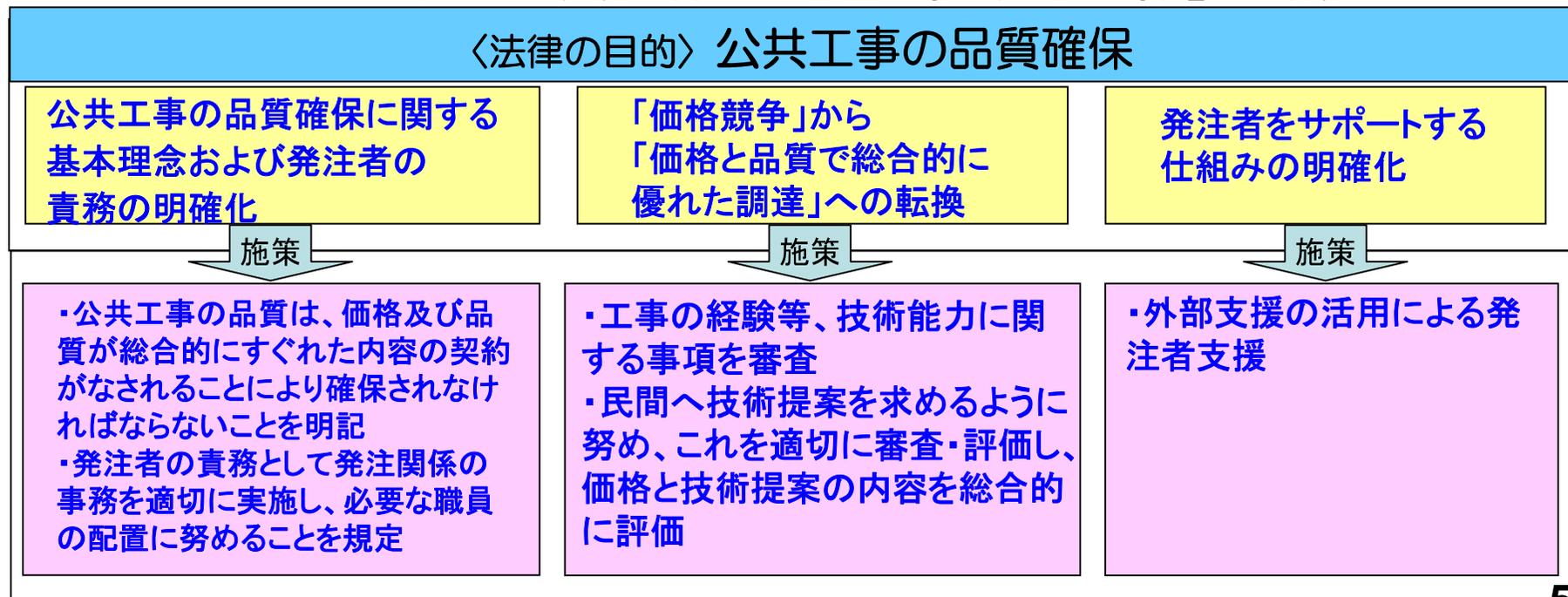
2. 総合評価方式の必要性(2)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」は平成17年4月に施行された法律です。より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、**国及び地方公共団体は、価格及び品質が総合的に優れた契約により、公共工事の品質を確保しなければならない責務**を有しています。

また、**施行後3年を経過した段階(平成19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じること**となっています。

平成19年度末までに、少なくとも1件は試行し、すべての発注者が共通の土俵に立ちましょう。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の概要



3. 入札参加業者の選定方式と落札者の決定方式(1)

- 「入札参加業者の選定方式」と「落札者の決定方式」とは違います。
- 「一般競争入札＝総合評価方式」ではありません。
- 指名競争入札での総合評価方式もあります。

参加業者の選定方式

○一般競争入札

- ・一般競争入札参加資格を認定され、一定の経営事項評価点や同種工事の施工実績を持つ企業が参加可能

○条件付き一般競争入札

- ・一般競争入札参加資格の認定以外に、「等級」、「施工実績」、「地域要件(営業拠点)」等の条件を満足する企業は誰でも参加可能
- ・地方整備局での発注のほとんどはこの方式

○指名競争入札(通常指名、工事希望型等)

- ・指名回数、施工実績、地域要件等を考慮し、上位10社程度を指名し、競争入札を実施

落札者決定方式

○総合評価方式

- ・価格と価格以外を総合的に評価し落札者を決定
- ・価格以外を数値化
- ・総合評価の種類
 - 「高度技術提案型」
 - 「標準型」
 - 「簡易型」
 - 「特別簡易型」

○価格競争

- ・価格のみの競争
- ・最も安価な企業が落札

3. 入札参加業者の選定方式と落札者の決定方式(2)

- 「総合評価方式」でも「最低制限価格」と同様の失格基準を設けることができます。
- 「総合評価方式を導入することで、低価格入札を助長するのではないか」という懸念は必要ありません。

価格競争 (地方自治法234条第3項)

- 最低制限価格制度
(地方自治法施行令167条の10第1項)
- 低価格入札調査制度
(地方自治法施行令167条の10第2項)

総合評価方式 (地方自治法施行令167条の10の2)

- 低価格入札調査制度
(地方自治法施行令167条の10の2第2項)

総合評価方式に最低制限価格制度を導入することはできない！！
しかし…

**低価格入札制度の中で、価格失格基準を設けることで、
最低制限価格制度と同様の措置が可能！！**
(既に、価格失格基準を導入している都道府県・市町村も多数あります)

4. 総合評価方式のメリット(1)

○品質面でも競争できるので、公共工事自体の品質が向上します

- 一般競争入札の導入がなされれば、誰でも競争に参加できるようになりますが、総合評価方式を導入することで、技術力の低い企業は落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。
- 施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを防止できます。

○工事の際の住民や利用者の迷惑を減らすことが可能です

- 想定される問題を事前に把握することができます。
- 騒音の低減、周辺環境や街並みと景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことが可能となります。

○建設業者の育成と技術力の向上が図れます

- 公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に向けての意欲を高めます。
- 建設業者の育成・技術力の向上に繋がります。

4. 総合評価方式のメリット(2)

○指名競争入札でも総合評価方式は可能です

○手続きはこれまでの指名競争入札と同じ

- 指名競争入札の参加企業はこれまでと同じです。
- 落札者を「価格のみ」から「価格＋技術力」で決定します。

○最低制限価格でのくじ引きが無くなります

- 企業の技術力に関係ない“運”のみでの落札が無くなります。

○優良企業の受注機会が拡大

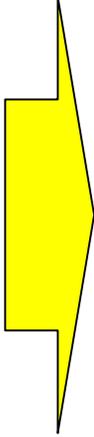
- 優良な企業の倒産を防止できます。

○公共工事の品質が向上

- 技術力のある企業の受注機会が拡大します。
- 価格が同じでも、より品質の高い公共施設の整備が可能になります。

○低入札による利益率の低下を防止

- 価格のみでの落札が困難になるので、極端な低入札を防ぐことができます。



地元建設業の健全な発展

5. 総合評価方式の具体例(1)

総合評価方式の手順

学識経験者の
意見聴取 ※1

総合評価方式の適用の決定

学識経験者の
意見聴取 ※2

①評価項目の選定と評価基準の設定

②評価方法の決定

③公告等の実施

④技術提案の審査

OK ↓
入札の実施

学識経験者の
意見聴取 ※3

⑤総合評価による落札者の決定

契約

現在、地方自治法施行令で、※1、2、3 時点で2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要ですが、**簡素化される予定**です。
学識者の選定についてご相談ください。整備局の各事務所の副所長等でもOKです。

国交省では、除算方式を採用しています。この方式は、標準点として100点を与えそれに技術提案等の加算点を加えた点数を入札価格で除する方式です

公告や入札説明書には、工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに技術提案を求める内容等について記載します

(簡易な施工計画や施工経験等を確認)

NO

失格

(提案内容の評価と総合評価の実施)

5. 総合評価方式の具体例(2)

説明資料は全て企業が作成提出し、発注者はその内容を**簡単な審査**をするのみです。
そのため、**発注者の作業量はそれほど多くなりません。**

総合評価方式評価項目及び評価基準の例（例：簡易型）

評価項目		評価内容	配点	評価基準
※ 施工計画	工期設定の 適切性	工程が適切であるかどうか	5/5	適切であり工夫が見られる
			0/5	適切である
※ 企業の 施工実績	工事成績	過去2年間の工事成績評定点の 平均	5/5	75点以上
			2.5/5	65点以上75点未満
			0/5	65点未満
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の同種工事の施工実 績	5/5	A ○○町の発注工事实績4件以上
			2.5/5	B ○○町の発注工事实績1件以上4件未満
			0/5	C ○○町の発注工事实績無し
配置予 定技 術者の 能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の配置予定技術者と しての施工従事の有無	5/5	A ○○町の発注工事实績4件以上
			2.5/5	B ○○町の発注工事实績1件以上4件未満
			0/5	C ○○町の発注工事实績無し
合 計			20/20	

※なお、上記の評価項目のうち「施工計画」「工事成績」を削除することも出来ます。(特別簡易型)

5. 総合評価方式の具体例(3)

総合評価方式評価結果の例（除算方式の例：簡易型）

業者名	施工計画	施工実績	企業評価	技術者評価	加算点	技術評価点	予定価格：42.55百万円	
	工期設定の適切性	工事成績評定点	同種工事の施工実績	同種工事の施工実績			入札価格(百万円)	評価値Ⅱ 技術評価点 入札価格
A社	0	0	0	0	0.0	100.0	32.05	3.1201
B社	5	0	2.5	0	7.5	107.5	42.10	2.5534
←予定価超過の場合は、評価値計算しません								
D社	5	5	5	2.5	17.5	117.5	42.20	2.7844
E社	0	5	0	2.5	7.5	107.5	34.04	3.1580
F社	0	2.5	0	0	2.5	102.5	42.50	2.4118
G社	5	5	5	5	20.0	120.0	34.80	3.4483

落札者

6. 市町村に対する国及び都道府県の支援策

①補助事業における支援

- ・総合評価方式の実施等の取組費用について補助金による支弁が可能です

②地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの配布

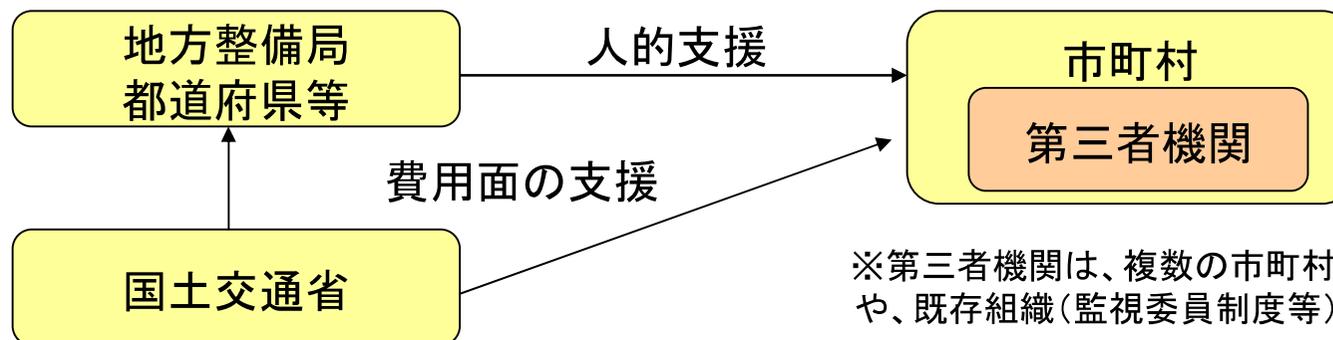
- ・技術的な工夫の余地が小さく、かつ小規模な工事においては、簡易な施工計画の代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等を評価項目にすることも可能です

③発注者支援技術者の認定

- ・技術審査、検査等の発注者支援業務を実施できる技術者等を認定する制度です

④総合評価方式導入の経費支援

- ・発注者支援のための技術者の派遣に係る費用を支援します
- ・市町村の総合評価の導入検討に係る事務経費を支援します
- ・総合評価方式の導入決定等を行う第三者機関の設置、運営に必要な費用を支援します



※第三者機関は、複数の市町村による共同設置や、既存組織(監視委員制度等)の活用も可能。

<参考>市町村における総合評価落札方式実施要領の例(1)

〇〇町総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、〇〇町が発注する建設工事について、総合評価方式による競争入札を行うために必要な事項を定める。

(総合評価方式による競争入札)

第2条 総合評価方式は、町長が適当と認める請負対象金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)〇〇〇万円以上の建設工事発注の一般競争入札又は指名競争入札において適用する。

(総合評価方式の方法)

第3条 総合評価方式の施行は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2の規定に基づくものとし、価格以外の評価として企業の施工能力及び配置予定技術者の能力その他必要と認められる事項の評価を行う。

2 前項の評価は別記を基準に発注工事に応じて定めるものとし、当該評価点(以下「技術等評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して評価値を算定し(小数点以下第5位以下切捨)、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときの落札者は、くじ引きにより決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、入札価格が失格基準価格を下回る者については、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者としなない。

5 失格基準価格は、必要に応じて予定価格の3分の2から10分の8の額の範囲内で定めることができる。

<参考>市町村における総合評価落札方式実施要領の例(2)

(一般競争入札の公告)

第4条 総合評価方式による一般競争入札を行うときの入札公告の様式は、別途定める。

2 入札公告は、××課で頒布するとともに、〇〇町ホームページへ登載する。

3 総合評価方式による一般競争入札に参加する者は、当該入札公告に定める入札参加申請を行わなければならない。

(指名競争入札の指名通知)

第5条 総合評価方式による指名競争入札を行うときの指名通知の様式は、別紙〇のとおりとする。

2 総合評価方式による指名競争入札に参加する者は、別紙〇に定める様式により技術等評価点のための届出書を提出しなければならない。

3 前項の届出書の提出がない入札参加者の行った入札は、無効とする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 総合評価方式を施行するにあたっては、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

2 前項の意見聴取は、別紙〇により行う。

(入札結果の公表)

第7条 総合評価方式により落札者が決定されたときは、別紙〇にまとめて××課に備え置き閲覧の方式により公表する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、総合評価方式の施行に関して必要な事項は別に定める。